

平成24年第3回瑞穂市議会定例会会議録(第3号)

平成24年9月21日(金)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	古川 貴敏	2番	くまがいさちこ
3番	西岡 一成	4番	河村 孝弘
5番	庄田 昭人	6番	森 治久
7番	棚橋 敏明	8番	堀 武
10番	松野 藤四郎	11番	広瀬 捨男
12番	若井 千尋	13番	清水 治
14番	広瀬 武雄	15番	若園 五朗
16番	広瀬 時男	17番	小川 勝範
18番	星川 睦枝	19番	藤橋 礼治

本日の会議に欠席した議員

9番 山田 隆義

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀 孝正	副市長	奥田 尚道
教育長	横山 博信	企画部長	森 和之
総務部長	早瀬 俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	高田 薫
福祉部長	宇野 睦子	都市整備部長	福富 保文
調整監	白河 忠良	環境水道部長	弘岡 敏
会計管理者	宇野 清隆	教育次長	高田 敏朗

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 田宮 康弘 書記 伊藤 巧

書 記 今 木 浩 靖

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 一般質問

議長（藤橋礼治君） それでは日程第 1、一般質問を行います。

会派代表質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

公明党、若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

1 2 番（若井千尋君） おはようございます。

議席番号 12 番、公明党の若井千尋です。

藤橋議長より発言の許可をいただきましたので、通告に沿って、公明党会派代表としての質問をさせていただきます。

けさ、めっきり涼しくなってきました。秋らしくなってきましたけれども、傍聴の方におかれましては、早朝にもかかわらず議場のほうに足を運んでいただきまして、感謝申し上げます。

本日の私の質問は、通告事項では少しわかりづらくなってはおりますが、大きくは 3 点、1 点は瑞穂市の農政について、2 点目は A E D 学校教育プロジェクトについて、学校教育に関連して学校図書館の環境の公平性について、3 点目にゾーン 30 規制についてを執行部に考えを伺い、御答弁をいただきます。以下は質問席より質問させていただきます。

最初に、瑞穂市の農政について伺います。

ことしもやはり地球温暖化の影響なのでしょうが、例年より長い残暑の影響、また台風シーズンを迎え、先日のようにお隣の大垣や揖斐川町、そして三重県のように必要以上に雨が降り被害が出た地域や、反対に関東より以北では雨が少なく深刻な水不足の影響で作物の被害などが出ております。また、海水温の上昇で水産業にも大きな被害が出ておるとの報道がありました。

今日の第 1 次産業を取り巻く環境は、大変に厳しい状況であります。気候とは別に農業を取り巻く環境においても、農産物の価格の低下、農業資材の高騰、さらに農業人口の減少及び高齢化が進み、後継者不足であり、担い手が不足していると言われて久しい状況でございます。国においても食料自給率 45% を掲げてはありますが、達成の道は厳しい状況であると思えます。また、当市においても例外ではないと考えておりますことから、農業政策の将来を鑑み、

順次お聞きいたします。

最初の質問ですが、現在、当市の耕作放棄地の筆数と面積はどれくらいあるのでしょうか。  
議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） おはようございます。

若井議員の御質問にお答えします。

まず、耕作放棄地の筆数と面積でございますが、ちょうど若井議員に平成22年9月議会におきまして遊休農地と耕作放棄地のそれぞれの経過を私のほうから御説明しましたが、平成23年8月19日付、農林水産省農村振興局長通知の耕作放棄地全体調査要領を改正されまして、農業委員会でやる農地利用状況調査と市が行う耕作放棄地全体調査を一体的に実施することになったため、今まで遊休農地と耕作放棄地と別々に区分しておりましたが、同意語ということで同一して扱っていくことになりましたので、以降は遊休農地として統一させていただきたいと考えております。

前回説明しましたように、平成21年度の耕作放棄地は9筆、0.6ヘクタール、遊休農地が87筆、6.0ヘクタールございました。平成23年度では、農業委員さんによる耕作者への指導及び指導通知等の発送によりまして、筆数は78筆、面積としては4.0ヘクタールとなりまして、病害虫の発生等、周辺の営農状況に著しい支障が出ないように努めておりますので、よろしく願います。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、福富部長の答弁、私も今言っていたかのように、2年前の本日、ちょうど9月21日でございますけど、平成22年に同じ耕作放棄地の質問をさせていただきました。当時は農地のことというよりも、やっぱり環境の損傷であるとか、環境の破壊であるとか、そういったことをお聞きし、枯れた土地が火でもつけられたら心配だとか、いろんな毒物でも投げ込まれたら心配だとか、そういう観点からお聞きした経緯がございますけれども、いずれにしても、今、耕作放棄地と遊休農地という言い方にしろ、筆数、また面積も大変ふえておる状況だということは確認しました。

次に、耕作放棄地、遊休農地ですね、言い方はあれですけども、その判断基準というのは一体どういうものになるのかということと、また誰がどのようにそのことを判断しておられるのでしょうか、お聞きします。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 遊休農地の判断基準といたしましては、農地法第30条第3項第1号の現に耕作に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、それから同条第3項第2号で、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用

の程度に比して著しく劣っていると認められる農地となっております、これに基づきまして、消費者の農業経営に関する意向状況に加え、今後、農地を常に耕作し得る状態に保っているか、または近傍類似の農地と比較するなどして判断をしております。これにつきましては、近隣の地域の農業委員さんがまず調査をしていただきまして、その後、市のほうの商工農政課の職員が調査をしまして、これはまた段階を踏んで、何回か、通知とか、いろんなことをして判断をしておりますので、二、三回現地調査をしてから遊休農地かどうかという判断をしております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） また、後でも同じようなことを聞くかと思いますが、今の話だと、地域の農業委員さんにまずは調査をしていただくということがございました。

それでは、次に農業委員会さんの活動というものについてお聞きいたします。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 農業委員会の役割でございますが、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定によりまして、法令業務といたしましては、農地の権利移動についての許可や農地転用許可申請、転用許可については県許可となりますので、その受理や意見書の添付、遊休農地解消の措置などの業務を行うと。

それから、同条第2項の規定によりまして、農業振興業務として農業者の公的な代表機関として農地の確保、それから有効利用と担い手の確保、育成を中心に、地域農業の振興を図る業務を行うこと。

同条第3項により、意見の公表、それから建議及び諮問に関する答申の業務として、農業者の代表機関として農業者の声を積み上げ、政策提案等を行うということになっております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、当市の農業の状況を順次伺っておるわけですが、後でまた同じことを聞くかもしれませんが、耕作放棄地、要するに遊休農地もふえておる。さらに、どういう判断をして、それがそういう土地になるのかということもお聞きした上で、実際に、耕作放棄地、遊休農地がふえているということで、次に、近年の農業に携わる農業人口についての推移をお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 農業人口の推移につきましては、農業センサスによりまして、平成12年では瑞穂市の総農家戸数数は1,434戸、5年に1回ずつやっておりますが、平成17年

は1,458戸、平成22年は1,330戸です。ちなみに、今言われましたように農業者人口につきましては、平成12年につきましては6,826人ですが、農業センサス、最近の22年度の調査では人口を把握しておりません。平成12年度の人口で割り戻しますと、約6,300人ぐらいではないかなと推測されます。ちなみに、農業委員会の関係で選挙人名簿をつくっておりますが、ここで登載されている農業者の数は3,700人ですので、ちょっと隔たりがございますが、そんな状況でございます。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 2年前も、私は農業に携わっておるわけではございませんけど、農業地帯に住んでおる関係で、そのいろんな土地のことをいろいろ質問し、聞かれたりするわけでございますけれども、ただ、本当に農業というものは大事であるという観点から、本日、この質問に立たせていただいておりますけれども、単純にその農業、耕作が行われていない土地がふえている。さらに、農業に携わっておられる方が少なくなっていく。これは、当然地権者の方といえども農業に携わっておられなければ、その土地を管理する責務はあろうかと思っておりますけれども、いずれにしても、このいろんな、この土地は一体どういう土地なんだろうと見分けがつきにくいような、時期的なこともあろうかと思っておりますけれども、草が生えたりとか、そういった現状を踏まえて、このような現状から、農業の持続、発展に取り組もうとする団体さんとか、要するに担い手さんという方がおられるかと思っておりますけど、そういった方々の数がどれくらいあって、またそのような担い手、農業に携わって担い手を受け入れられる側の人に対して、市としてはその補助金制度なんかはあるのでしょうか、どうなっておるのかをお聞きします。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 水田の関係を言いますと、水田農業に対する担い手というのは、今5団体、瑞穂市にはございます。団体は5団体ですが、その組織に入ってみえる人は18名ほどでございます。

補助金交付団体としては、農業振興に関する諸事業を審議、推進して、会員互助の農業生産物の品質向上と生産力の向上ということで、農業振興に寄与することを目的としまして、各種農業団体で構成されております瑞穂市農業振興会、こういうものもございます。特に担い手農家につきましては、営農組合、それからギャフスとか、いろんな小さい組織がございまして、5団体ということでございます。

補助金については、金額としては、決算書にもございますように、農業振興会のほうへ171万2,000円、担い手のほうについては27万9,000円の支出をしております。

それと、今回の9月議会の補正予算でも組ませていただきましたが、人・農地プランという

ことで、新しい新規就農者については国の助成、それから県の助成等がございますので、よろしく申し上げます。

市の特別、その個人への助成というのは今のところございません。今後、人・農地プランの作成に伴いまして、そういう制度の活用、それから相続とか離農者に対しては補助金が出るような仕組みも本年度から人・農地プランの中で対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 私が本当に気になることというのは、先ほど言った耕作もされない土地がどういう状態になっておるのかという、2年前に聞いた美観とか環境の問題もさらにそうですけれども、冒頭にお話ししたように、第1次産業、特に瑞穂市において農業というものを振興していく上で、やはり当市が抱えておる農業の状態というのがどういうものなのかというのは、なかなかわかりづらい部分があるとの思いで質問させていただいておるわけですが、2年前の私の質問のときに、実は今、パトロールなんかのこともありまして、行政と農業委員会の両輪で管理、指導していくことが理想であるとの質問をさせていただいた折、福富部長のほうからは、改正農地法でパトロールが強化された点もございまして、当然、市の職員も事務局職員も一緒になって動いていますし、一番身近なところであります地域の農業委員さんが状況をよく把握してみえますので、そういう方の力をかりながら、今の遊休農地の管理、こういうものについて対応している状況でございます。ここからですけど、いずれにしても、農地は食料の安定供給を図るために大切な生産基盤でありますし、先ほども言われましたように、環境面では病虫害の発生とか、あと火災の問題等もありますので、適切な管理がなされるように十分注意をしていきたいというふうに思っておりますという答弁をいただきました。

また、同じように、結局、これは農業のことですから、1年、2年という単位では当然ございません。そんな中で、自分自身の質問の中で、今すぐどうしてくれということではないんですけれども、やはりもっとこのまちの農業を考えたときに、放置されておるような土地は、その地権者にはそれなりの事情があるとは思いますが、でも、本当に農業を支えていくという観点から、もう少しいろんな形で知恵を出し合って行政が指導していくべきではないんですかという質問をさせていただきましたけど、その際、部長のほうからも、そのとおりだという御答弁の中で、地域によっていろいろ傾向があるんですけれども、特に農産物につきましても、今までの水稻が中心、それから旧巢南地区については果樹などもやってみえますと、最近では野菜づくりなども始められたと。で、農産物販売所ができた、これは当時、一応やってあったところなんですけれども、そういう野菜づくりもふえて、学校給食に提供する野菜もふえてきたという動きの中で、徐々に形が変わってきておるというふうに御答弁がありました。それ

で、農業委員さんだけに限らず、農地については市のほうでも十分考えて活性化を努めていきたいというふうに考えておるといふ答弁をいただいております。

今、言いました当市の長い歴史の中で、この農政の中で、1年、2年の経過で何かが大きく変わるというふうには思っておりません。しかし、真剣に、先ほど言いました第1次産業、特にうちは農業の周りの環境、そういったことを市でしっかり、この農政の行く末を考えていかないかと思えますし、そこを鑑みたときに、我が市独自の農業政策の展開の必要性を感じるわけでございます。

御承知のとおり、現在、当市は人口がまだふえておる状態でございます。今回は、これ通告しておりませんので、また次回でも改めて質問したいと思いますけれども、市内3カ所に市民農園があるというふうには調べさせていただきました。こういったものの拡大とか活用等々も非常におもしろいのではないかなと考えたりするわけでございますけれども、今後、瑞穂市の農政、農業に対しての方向性とか、また必要な改善策等があればお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員が言われましたように、農業従事者の減少、それから高齢化、農業所得の激減する状況でございますが、意欲ある農業者が、今回、先ほども言いましたように、人・農地プランの関係で1人新規就労者がふえてきておりますが、いずれにしても、今の状況を言いますと、水田農業につきましては、戸別所得補償制度がありますように、生産金額と販売金額との差がございます。1反当たり1万5,000円の戸別所得補償が出ておりますが、そんなことで、その金額より生産金額のほうが上回るような状況でございますので、総括質問でもございましたが、少しでもコストを下げるためには大きな組織で、集落営農と申しますか、そういう大きな組織で少しでも大きな圃場、集約した圃場ですね。農地を集積して、作業をしやすくする、コストを縮減するような農業のほうへ転換していくのではないかなというふうに考えております。他の市町では集落営農組織をつくったり、それから大きなそういう組織のほうで大きな圃場ですね。旧の巢南のほうにもございますが、100メートル圃場を、道路から道路までをまとめて1人の方がつくるとか、こういう形で少しでもコストの縮減をするような農業政策に変わっていくのではないかなあというふうに考えておりますし、人・農地プランの中では、その離農者、特に高齢化して農業を離れる方については、国のほうの補助金等を活用しながら、少しでも農地の集約という形で進んでいくのではないかなあと思っておりますし、先ほど言いましたように、他の作物、例えば小麦とか大豆等についても現在つくられておりますが、何せこの地域は低湿地帯です。当然、畑作物についてはつくりにくいような状況でございますが、いろんなことを考えられまして、排水をつくったり、排水路を整備したり、いろんなことで乾田化を図られて今つくってみえますが、どうしても収量が少なかったりということになります。そういうことも含めていろいろな政策がございますので、そういうことに

努力をしていきたいと思っていますし、情報も集めてそういう方へ提供していきたいというふうに思っておりますし、一つは農協も、中に農協、農業委員会への届け出もございますので、離農者の関係、そういうことについても情報を発信していきたいと思っておりますし、情報収集をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） この項目の最後のほうに、部長の答弁をいただいたとおり、本当に市としても努力していただいているというふうに感じております。

最近、少しちょっと教わったことなんですけど、「身土不二」という言葉を教えていただきました。自分の身と土、それが不二ですから二つにあらざるという意味でございますけど、いわゆる体と土は一体であって、したがって、自身の生まれたところの風土を大切に、食料及び水等は地域のものを食すると、心、体ともに健康に育つという意味だということだそうでございます。

私は、本年、夏前に福井県の小浜の食育センターのほうへ視察に行っていました。時間の関係で、詳しくはまたその機会にお話ししたいと思いますけれども、この小浜市というのは、御存じのとおり、国が推奨する地産地消のモデルになったところでございます。長い歴史の中で最大限にふるさとの長所を生かす知恵、また汗を出しながら奮闘の結果、今日、大変よい結果を出しておられるということも学んできました。要するに、第1次産業は、まず海もあるということもありますけれども、元気な第1次産業というイメージがございました。これは豊かな地域であると思います。また、担い手さんが本当にお元気で、高齢者の方が一生懸命取り組んでおられるということ、とにかく健康であるということも感じさせていただきました。そして、そのふるさとでとれたものを学校給食の中に取り入れておられるから、こういったものを食べていると、本当に地元の子、学力が目に見えて上がったということも自慢のように話しておられましたけど、賢い子供、これも教育の向上などにつながっていると。

そういったことをお聞きしたときに、本当に私、この身土不二、当市もしっかり、もちろん根底にはあろうかと思っておりますけれども、こういったことに今までにも増して取り組まなければならないのではないかなということを申し上げて、この農政についての質問を終わりたいと思います。

次に、2点目の質問に移ります。通告の質問事項には「心肺蘇生・AED教育」を互助の取り組みと市民協働参画の観点からと、それから「AED学校教育」プロジェクトについてと2方向からの質問となっておりますが、答弁をいただく部署がちょっとわかりかねますので、質問の内容に沿って答弁いただければというふうに思います。

AEDの設置が導入されてから数年が経過し、本市でも出先関係機関にも多く導入されてお

と思います。また、民間にも設置されている企業はあると思います。しかし、A E Dの存在そのものを知らない市民の方も多いのではないかなと思い、周知はもとより、講習等の受講者もまだまだ少ないのではないかと考えます。災害時はもとより、心肺蘇生が必要なときには、必ずA E Dは役に立つと思われまます。

その観点からお尋ねをいたしますけど、1点目に、現在、当市のA E Dの設置状況はどれくらいあり、さらに市内の設置状況の市民への周知というのはどのように行われておるのかを伺います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

私どもの現在のA E Dの設置状況でございますけれども、A E Dというのは自動体外式除細動器といいまして、心臓がけいれんをし、血液を流すポンプ機能を失った状態になったときに心臓に対して電気ショックを与え、正常なリズムに戻す医療機器でございます。

平成16年7月より、医療従事者でない方も使用できるようになりました。私どもも、平成18年度から各施設に配備を始めました。今現在では、市役所穂積庁舎、巢南庁舎、コミュニティセンター、総合センター、図書館等の公共施設、それから幼稚園、小学校、中学校、保育園、放課後児童クラブ等も含めまして37台設置しております。詳細につきましては、市のホームページのほうに一覧表と場所等が掲載しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、早瀬総務部長がお答えいただきました。設置をしてあるところが37カ所、設置はしてあるけどというようなことでございますけれども、これは今月の広報等にも御案内していただいております、日曜救命講習ですね。第3日曜日にやっておりますよという御案内もしていただいておりますけれども、このことも含んで、このA E Dの講習の回数とか受講者というのはどれくらいおられるのかをお聞きします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） A E Dの講習でございますが、消防署での講習と、もう1つは日本赤十字社の講習と、2つの機会があるかと思います。

消防署につきましては、私どもは常備消防、岐阜市の消防本部に委託をしております。ですので、瑞穂消防署のほうで受講等ができるわけでございますが、おおむね10名の方が集まれば、時とか場所なども別に設定をさせていただけますので、消防署のほうへ御確認をいただきたいと思ひます。

また、個人的にという方につきましては、先ほど議員さんが言われたように、9月号に詳細が掲載してございますけれども、毎月第3日曜日は瑞穂消防署でも日曜救命講習日となっております。

りますので、個人とか家族とかで受講したいという方は、ぜひ瑞穂消防署のほうで、お電話をされて申し込みをされればよろしいかと思ます。

また、どうしても第3が調子が悪いということであれば、第1日曜日は岐阜中消防署、第2日曜日は南消防署の西分署、これは県庁のすぐそばの体育館の東側でございますし、第4日曜日は岐阜北消防署でも行われますので、岐阜市並びに瑞穂市の在住の方、またお勤めの方はそういうところでの受講が可能でございますので、お尋ねされて、ぜひ受講していただきたいと思ます。

それで、受講回数と受講者数でございますが、平成23年、消防とか警察は1月から12月で記録の集計をしますので、23年では延べ68回、これは瑞穂消防署の管内でございますが、68回で1,987名の方が受講されております。それからことしに入りまして、1月から8月で延べ42回、950名の方が受講されております。

一番多いのは普通救命講習といいまして、心肺蘇生法、AED、異物除去法、大出血時の止血法などの講習ということで、大体3時間の講習を受けていただくのが一番多いかと思ます。

受講されてみえる方の内訳は、学校関係者、PTA、自治会、民間事業所等の受講者、そして市役所の職員、保育士等、いろんな方が講習を受けておられるところであります。

私どもは、自主防災組織の防災訓練マニュアルの中にも、特に自主防災組織の中で救出救護班の方には、ぜひ救護訓練の一つとして救命講習を紹介しておりますので、地域の方もこぞってそうした集まりをもって受講していただきたらと思ます。

そして、大体2年に1度受講されることをお勧めしておりますので、やっぱり1回ですぐ覚えられませんので、2回、3回と、大体2年から3年ごとに受講されるとよろしいかと思ます。受講されますと、所定の修了証がいただけるということになっております。

また、日本赤十字社でも救急法基礎講習修了者認定証というのが交付される救急法基礎講習を実施しておりますし、講師を派遣していただけるのもあります。これらにつきましても、日本赤十字社岐阜県支部のホームページ並びに私どもの福祉生活課のほうへお尋ねいただきたいと思ます。

ぜひ救命講習を受けられまして、御自分の命、それから自分の大切な家族の方、そしてまた地域の方と、きっと役立つと思ますので、ぜひ受講していただきますようお願いをいたします。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、受講回数でしたね、それから受講者の方、私が正直言って思っておったより多いのかなあというふうに、関心があるなということをした。多いのか少ないのか、正直言って判断ができないところでございますけれども、今の人数からいいまして、関心

の高いところだなということを感じております。

そんな中で、先月、市の防災訓練、メーンに取り組んでおられるんですけども、そういったような機会に、またAEDの講習、はい、とはいかないにしろ、AEDというものがこういうものであって、また実際にさわったり体験するだけでも、全く人任せの状況ではなくて、自分もさわったことがあるよとかということだけでも違うのではないかなというふうに思うわけです。

AEDの操作というのは、これは間違いなく互助でございます。自助、互助、公助という形で言われて久しいんですけども、まずは当然自助が7割から、自分の命は自分で守ると言いながら、これは災害時に限らないんですけども、目の前でそういうことを施さなければいけない方に出くわしたときに、自分は助ける側という観点から今の互助のスタンスであるのは間違いありません。そういったことも含めて、私は今総務部長がおっしゃったように、自治会とか運動会、また市の行事、全てのイベントごとに短期間で構いませんので、このAEDの操作を積極的にさわっていけるような場面があれば、またそれこそ、まさに市民の人に親しんでいただくという意味では市民協働参画ではないかなという形で今回の御質問をさせていただきました。

それで、次の質問に移りますけれども、このAEDの質問で学校教育プロジェクトについてということで質問させていただくわけでございますけれども、中学校から家族へ、地域へ、命の輪を広げていこうと題しまして、岐阜県関市がずうっと取り組んでおられますけれども、御承知の方もおられますけど、少し御紹介したいと思います。

これは関市のほうでいただいた資料でございますけれども、全国初の試みが始まってから4年目、3,000名以上が学び、さらに広げるためにトライしまして、平成20年度より中学1年生を対象に命の尊厳について考える機会を持たせようと心肺蘇生の授業を行うことにした岐阜県関市、取り組み始めてから現在まで3,000名以上の中学1年生が心肺蘇生とAEDの使用法を学んだことになる。さらに、生徒たちは、この授業の後、使用したキットを持ち帰り、自分の身近な人に伝えることを課題として与えられている。この授業は、応急手当の必要性や、必要な知識の習得はもちろんだが、同時に家族と向き合うよい機会になっている。現在の生徒たちに命のとうとさや、人間関係の大切さがこれからの人生の中でいかに重要かを言葉で伝えるのはなかなか難しい。そんな中、心肺蘇生やAED授業を受けることが、なぜこういう授業が必要なのか、なぜこのようなことを身近な人に伝えるのかを生徒たちと一緒に考えて有意義な時間となる。中学1年生という節目の年に行うことも有効なようだ。4年目を迎え、市民の関心の高まりや浸透性を見ると、この授業がさらに確かなものになっていると実感している。生徒たちから家族へ、そして地域へ、知識や技術、さらに心に命の輪をますます広げていくというものを御紹介いただきました。

端的に、このことについて当市の状況と、どう思われるかを教育委員会に伺います。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 関市のAED学校教育プロジェクトについて紹介をしていただきまして、我が市の学校での状況ということで、まずお話をさせていただきます。

瑞穂市の中学校についてですが、現行は2年生の保健体育の授業において応急手当の意義と手順について3時間ないし4時間かけて、AEDの操作等、基本的なことを学び、グループごとに役割演技、被救助者と救助者に分かれて実技をして、実際の場面に生かせるように学習をしております。

この学習では、巢南中学校においては消防署の方をお招きして、AEDのキットを使って学習をしております。ほかの学校では、消防署の方に体育の担当者が講習を受けて、そこで学んだことを生かしてということで、そのAEDについての学習も直接的な内容でないのが残念ですが、行っております。

今回取り上げた、そのAEDキットの活用ということですが、中学校1年で、現行は中学校2年の保健体育で行っておりますので、中学校1年の節目にやることの意義というようなことも今教えていただきましたが、そういった扱いも含めて、またそういったAEDのキットについて教育支援センターの備品として購入をして、学校で活用していくということも検討していきたいと思います。

また、議員の趣旨に当たるとは思いますが、学校から家庭、地域に広げるという、そのことでございますが、議員の紹介していただいた関市のプロジェクトでは、一人一人にそのキットを配付されて、各家庭で2人以上に教えるという取り組みだそうです。こういったことも含めて、大変有効な手だてになるかと思っておりますので、来年度からの活用に向けて検討をしたいと思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、教育長から御答弁いただきましたので、御紹介だけということで、本当に瑞穂市も、これは「みずほの教育」という、これに高田次長の言葉というか、お話しされておるわけですが、時間の関係で御紹介だけします。社会教育では1学習・1スポーツ・1奉仕、生涯学習のまち「みずほ」をキャッチフレーズに、学び続けることに生きがいを持ち、地域社会の充実のために役立とうとする人づくりと、連帯感と心豊かさにあふれる共生社会を目指すまちづくりに取り組みますと御紹介いただいております。

そして、今、教育長からそういう御答弁をいただきまして、本当に前向きに取り組んでいただけるというふうに思っておりますし、また我が市でも、もう既にそのことを取り組んでいただいておりますということに関しては、このことを御紹介したのは、今言った全国的に問題になっ

ておるいじめの問題とか、そういったことも本当に何が欠落しておるのかというのは、やっぱり命の大切さ、尊厳ということにつながってくるのではないかなと。それで、このAEDの操作ができる、また取り組みというのは、ここで教えるというのは全く真逆で大切なんだよということが教えられる。それが関市さんのほうで御紹介していただいたように、言葉で伝えるのは非常に難しいけれども、こういったものを通して、今言った命の大切さを伝えることで非常に効果があるのではないかなというふうに思います。

先に教育長のほうから御答弁いただきましたので、最後にもう1点、命の大切さとか尊厳、またいじめ抑止に直接つながるかどうかは別にしてでも、思春期の子供たちに影響があるというふうに考えるわけでございますけど、その点は、教育長、どうでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 関市の取り組みの紹介の内容を見ますと、子供たちの感想では、命を大切にしたいとか、相手を大切にしたいとか、自分を大切にしたい、さらにはこの学習を通して思いやりの心を大切にしていきたい、いじめの根絶を目指してみんなで生活をしていきたいといった感想が寄せられているというふうに伺っております。

学校においてそういった相手を思いやる心とか命のあるものを大切にする、また畏敬の念、道徳的なそういった価値観を高めていくような学校教育を繰り返し指導しておるわけですが、また生き物とかの飼育とか植物を育てるといったことも含めて命のとうとさというものを考える、そういう機会を充実させようとしておるんですが、議員の御指摘のとおり、このAEDの活用、AEDのキットを使った学習を通して、子供たちにはそういった命の大切さとか人の命の重みということを学習する機会になるのではないかなと考えます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） よろしく申し上げます。

次に、通告に沿って教育委員会に伺います。先月8月22日に開催された、この会場でございますけど、本年、第10回瑞穂市子ども議会において議員のほうから提案していただいた、本がくれるおもしろさやすばらしさを認め、みんなが本と友達になるまちづくりという議案が可決されました。子供が真剣に本に親しむ気持ちに対して、1点確認の意味もあり、お聞かせ願いたいと思いますけれども、私の調べでは、市内小・中学校10校のうち、今、もう秋に向かうという話もしてございましたけど、夏場の暑いとき、また冬るとき、図書館のエアコン、冷暖房の設置状況に違いがあるというふうにちょっと調べさせていただいたんですけど、これは何か事情があるのかということと、同じ条件の図書館であってほしいということをおもうわけでございますけど、御答弁をいただきます。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいまの若井議員の御質問にお答えします。

現在、小・中学校の図書室にエアコンが設置されていない学校は、10校あるうち、穂積小学校、牛牧小学校、中小学校の3校のみです。あとの7校については、全て設置されております。ただ、その設置経緯がわかっている学校については3校ありまして、増築、または改築工事等によって設置されたと、残りの4校については、その設置経緯についてはちょっと不明となっております。

しかし、現在設置されていない穂積小学校ほか2校の図書室のエアコン設置につきましては、本年度、教育総務課において策定しております小・中学校等維持管理計画の中で設置を検討していきたいと考えております。議員が言われたように、児童・生徒の本に親しむ環境づくり、それからまた御指摘の各学校間の読書環境の格差をなくすと、これについて検討していきたいと考えております。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 前向きな御答弁をいただきました。これ、当然そんなに多い施設ではございません。公平・平等という観点から、ぜひ取り組んでいただけるということをお答えいただきました。よろしくお願いします。

最後の質問に移ります。最後の「ゾーン30」の規制について御質問いたしますが、議長にお許しをいただければ、その1枚の資料でございますけれども、配付をお願いしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 若井君、許可しますので配付してください。

〔資料配付〕

12番（若井千尋君） 今、執行部、また議員さんに資料が回っておるかと思っておりますけれども、これは生活道路での歩行者であるとか、また自転車の安全を確保するために「ゾーン30」という、これは車の制限速度の規制でございますけれども、先日、岐阜県内初の規制区域を設置した山県市を視察に行っていました。お手元に行った資料でございますけれども、これは新聞報道によりますと、岐阜県警は、本年度中に岐阜市と各務原市にも設置の予定ということでございました。計画では2016年まで県内47カ所に規制区域を設ける計画との新聞報道でございましたが、山県市のほうに見に行かせていただきまして確認してきたことというのは、このゾーン30設置については、まずあんしん歩行エリアというのが設置されておるかどうかが、これは山県の高富地区のこういう資料をいただいたんですけれども、ある山県市の中で生活に密着して交通量の多いというか、歩行者、自転車を守るという観点から、このあんしん歩行エリアというのが設けてあると。県警に聞きますと、このあんしん歩行エリアを設けてあるところを優先していきたいということでございましたけれども、最初に、まず瑞穂市には、このあんしん

歩行エリアというのは設けてあるのかどうなのかを伺います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今お尋ねのあんしん歩行エリアというものについては、瑞穂市では設置されておられません。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、総務部長のほうからあんしん歩行エリアが設置されていない。これがどうしても要るのか要らないのか、ちょっと詳しくはまだ勉強不足なんでございますけれども、私、何をお聞きしたいかというのは、本市では昨年と本年、中学生の子の自転車の事故が相次ぎました。その防止策をいろいろ自分なりに考えて、以前から、カラー塗装の件がどうか、いろいろ質問してきたわけでございますけれども、その生活道路、通学道路も含めて、このゾーン30について、このうち瑞穂市としてどのような計画を立てておられるのかということとをまずお聞きします、考えておられるのかどうなのかということ。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、あんしん歩行エリアにつきまして、ちょっと簡単に御説明をさせていただきますと思います。

あんしん歩行エリアというのは、警察庁と国土交通省が合同で、交通事故の死傷事故の発生割合が高い、緊急に歩行者・自転車の安全対策が必要な地区ということで、都道府県の公安委員会と道路管理者、県道であれば県、市道であれば市が連携をして実施するものということになっております。具体的には、住宅地や商業地等の生活道路において歩行者や自転車が安全・快適に通行ができるように車両速度の抑制ということで、ハンプ、要は道路上にかまぼこの突起をつけたりとか、クランク状にしたりとか、道路の幅員を狭くしたりとか、先ほどのゾーン30でございませませんが、最高速度を30キロにするとか、歩道の整備や路肩の拡幅、それから交差点や信号機の改良を行うものでございます。ですので、先ほど議員が言われたように、あんしん歩行エリアを優先しまして、その中でのゾーン30ということだろうと思っております。

それで、実を言いますと、私ども国道21号線と本業縦貫道、糸貫川に囲まれた別府と穂積の地区でございますけれども、ちょうど市役所の前と穂積駅から21号線に出ます県道穂積停車場線は40キロの制限になっていますが、それ以外のところは、一応30キロの速度規制に既にかかっているという状況でございます。これも道路が広いとか狭いとかということもあるわけですが、そうした道路整備にかかっております。多分皆さんも駅前には走りにくいわという方もある一方で、逆に言えば、交通事故というのがそれによって抑制されているというのが事実だと思いますけれども、多分国のほうが考えておるのは、きちっとした道路の中で歩行者と自転車、そうした方が優先的に出る区域をきちっと設けていくことだろうと思っております。ですの

で、先ほど述べましたように、県の公安委員会と私どもが連携して行わなければならないとは思いますが、今すぐ行う計画はない。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、すぐにはということでしたが、結局、2016年までにはということ、47カ所ということをおっしゃっています。今、総務部長がおっしゃったように、駅周辺は本当に道が狭いということもあって30キロ規制がかかっておるわけですが、それでも市内においては生活道路、歩行者、自転車等が安心して利用できるようなところは、全てではないと思いますが、まだまだしっかり調査・検討していただく余地があるというふうに思います。

市民憲章の中に、「自由で住みよいまちづくりに力を合わせる」と。そして、「助け合い支え合う優しいまちをつくりまします」とあります。この憲章のソフト面では市民一人一人が気をつけなければいけない点ではございますけれども、当然ハード面では、しっかりと市民を支えていくことが行政として大事であるということをお伝えさせていただきますので、検討していただけるということもあわせて、御提案ができたというふうに思っております。

これで、公明党会派代表としての私の質問を終わります。

議長（藤橋礼治君） 以上で、公明党の若井千尋君の質問は終わりました。

続きまして、民主党瑞穂会、広瀬捨男君の発言を許します。

広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） 皆さん、改めましておはようございます。

早朝より多くの傍聴者の皆さん、まことにありがとうございます。

民主党瑞穂会、議席番号11番 広瀬捨男でございます。

議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づき、ただいまから代表質問をさせていただきます。

第1点、ダイニングサポート事業について、第2点、シルバー人材センターの充実について、第3点、JR穂積駅及び周辺整備について、以上3点について質問をさせていただきます。

以下、詳細については質問席から順次質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、ダイニングサポート事業についてお尋ねをいたします。

ダイニングサポート事業は、御承知のように、おおむね65歳以上の高齢者ひとり暮らし、または高齢者夫婦の世帯で、食事をつくれなくてお困りの方に在宅高齢者の食事の確保とボランティアによる弁当配食の際の安否確認等も行われ、平成24年4月1日から現在まで、普通食

600円を500円、特別食、ミキサー食、あるいはさらに健康食としまして糖尿病の人たちとか腎臓病の人は700円から600円に、低カロリー食として500円から400円、いずれも1食につき100円ずつ値下げにされました。しかし、住民からは、近隣の市町より少し高いのではないかという不満も聞いております。

そこで、公開競争入札などをして値下げをすることについて御検討の考えをお伺いいたします。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 改めまして、おはようございます。

それでは、議員の御質問にお答えしますけれども、まずダイニングサポートの瑞穂市のお話をされましたけれども、少しお話ですが、先ほど議員はおおむね65歳以上の高齢者のひとり暮らし、または高齢者夫婦の世帯というお話をしていただきましたけれども、これは対象となる方は、瑞穂市に在住する65歳以上の高齢者で食事に困っている方ということでお話をまずさせていただきます。

ダイニングサポート事業としましては、今、お話ししましたように、介護予防の地域支援事業として行っております。対象者は先ほど述べた者でございますけれども、そういうことで、栄養改善と安否確認のために委託しております。

この事業の内容としましては、配達サポート育成、それからボランティア人員とか配達業務の管理、それから配達利用者のサポートなどを行っていただいております。

先ほど議員もお話ししていただいたように、24年度からですが、元気弁当と名をつけてまして栄養バランスを重視したものが500円、それから健康弁当、これは管理栄養士の訪問もできます、これが600円、それから特別弁当としまして、刻み食とかムース食、ミキサー食がございまして、それは各価格でやっていただいておりますということでございますけれども、24年度から、議員がお話しされましたように100円値下げしておりますが、これは委託料を下げたのではなくて、ボランティア育成費用として配食時に見守りをしていただくボランティアを育成する費用として100円を本年度から市の公費で負担することによって利用者の負担を100円減らすことができたということでございます。

現在、この事業を委託している内容としましては、まず1点で、高齢者に適した味であること、それから栄養のバランスが配慮されている献立である。それから2番目としましては、個々の利用者に沿った対応をしていただく。やはりアレルギーとか、好みがございますので、食材を変更していただくことも可能です。3番目として、これが一番大事でございますけれども、利用者とのコミュニケーションをとっていただく、声かけや見守りを行っていただいております。それから4番目としましては、キャンセルとか追加対応がしていただける。

これらの対応ができるように業者と契約しているということでございますけれども、これら

に、今後ですが、この契約につきましては、先ほど述べましたような、配食の業者が先ほどの条件に対応できる業者であれば、入札に参加していただくことは、もちろん私のほうも受け入れますので、今後、そういうことを考えていきたいと思っております。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） そうしますと、今お聞きしたんですが、例えば使用者がキャンセルとか追加対応で、現実にその辺のところは無理なんでしょうか、お聞きします。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） ちょっといつであるかということは、業者のほうから詳しい説明は、ちょっと私のほうまだしておりませんのでお答えできませんけれども、とにかく私ごとですけれども、私もとったことがございます。やはりこの業者というわけじゃないんですけれども、見守る、それから声かけがきちっとできる。それから、やはり好みがあるとか、そういうことも確認をさせていただいているということで、利用者のほうから感謝の言葉もいただいております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） 今言われましたように、確かに心のこもった、いろんな面で手を尽くしてサービスをしておっていただけるわけですが、値段が少し高いということでございますので、私は2本立てでもいいんじゃないかと思うんです。入札をして、近隣の市町のように、例えば2カ所ぐらいあると思いますけれども、昼食はどちらの市も350円が本人負担で、そして配達はその業者が、それも入札してやっているんですが、やはり入札によって170円になったり、あるいは高いときは185円になったりするそうですが、それと瑞穂市が行われている体に優しい弁当、安否もきちっと聞いてもらえる。

他市町でも、その350円でも、行ったときには必ずデータをとって、どういう状態だったということは市のほうへ報告ということでやっておる。それは一般会計から出しておるように聞いておりますが、その点についての今後の取り組み方についてお伺いします。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） やはりお弁当が高くてついているというお話もあります。その中でですが、今やっている状態としましては介護予防事業で行っているわけでございますけれども、例えば介護予防事業というわけではなくて福祉事業として、お手軽なお値段の配食サービスを提供することも可能かと思えます。

実際ですが、この市内にはさまざまなそういう業者も出てきております。それから、また市の地域包括支援センターにおいても、先ほど述べましたダイニングサポート事業で行っている

配食弁当と、それから社会福祉協議会が実施している75歳以上のひとり暮らしを対象としたほほみ弁当のほかに、瑞穂市周辺の配食サービス事業も紹介しております。

こういった中で、来年度においてさまざまな形態の配食を推進していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） 先ほど言われました社協が実施しています75歳以上のひとり暮らし云々は、今現在、たしかそんなに、回数は少ないと思いますし、対象者が全然、回数は今、何回になってるのでしょうか。それらもボランティアでとか、それから場所によっては、旧穂積の場合は児童民生委員さんがお世話になっている等々がございますので回数の制限がありますが、それは参考ですけど、75歳以上で月何回だったか、ちょっと教えてください。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 75歳以上のひとり暮らしということで、月2回ということで、お昼のみですけど、7月、8月は、食の安全ということでお休みをしていると聞いております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） 選択肢の一つとして検討するということですので、別にとやかく言うわけございませんけど、回数が少ない。しかし、それはそれでももう少し健康な人を対象で、自分で食事をつくれるんだけど、たまには、例えば農家の人なんか特に、うちでとれたものばかりでつくっているぐらいで、炊いたものは市のほうからいただくのは、有料になってもわずかだし、たしか200円だったと思いますが、そのぐらいだもんで非常に好評ですが、それはそれで続けていただきたいと思いますので、先ほど言いましたような入札も含めての2本立てについては検討していただきたいと思います。

それからダイニングサポート事業の、たしか平成18年度から実行されているとお聞きしていますが、利用者数は……。

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君に申し上げますが、立って発言してください。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） ダイニングサポート事業は、平成18年度から続けていただいておりますが、それに対する利用者数、年平均になるとと思いますが、それと利用延べ回数についてお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 平成18年度の利用者数は54人です。延べ回数は1万3,072回、平成

19年度は55人、1万7,556回、それから平成20年度は59人、1万9,172回、平成21年度は50人で1万5,910回、平成22年度は44人で1万4,129回、平成23年度は44人で1万3,719回でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） そうしますと、18年度が54人、19年度が55人、20年度59人、平成21年度50人、22年度、23年度ともに44人ということですが、そんなにふえているということはないわけですね。そうしますと、価格について云々で決まっていなと思いますので、参考に24年度、今まででどのような傾向かお調べいただいおたらお聞かせ願いたいし、出ていなければ結構です。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 平成24年度は、7月現在で43人で、1,239回ということですが、ことしですが、7月にダイニングサポート事業のチラシを全戸配布させていただきました。ちょっと残念なことには、かなりの問い合わせはございましたけど、先ほど述べたように、なかなかまだそういった数字があらわれてこないというのが現状でございます。

その中で、やはりこの数字を見ておりますと、同じような人ばかりがとっているような人数に思えますが、その中にはやはりお話を聞きますと、地域の方もあると。しかし、介護の施設へ入所されたりとか、それから入院されたということでお断りされる方で増減をしているので、その結果、この数字になっているということで、今度、7月に配った1回の全戸配布だけではなくて、やはりいろんな会合等で、こういったお弁当もありますよという話をまた周知していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） いろいろ検討するということですので、できるだけ2本立てにさせていただいて、今までのようなすばらしいお弁当と、そして片方は配食業者によるサービスも入札で行い、データが残りますので安否確認も多少聞いてもらう。簡単だと思いますけど、できたらその2本立て等も、あるいはそのほかのことも含めて検討していただくことをお願いしたいと思います。

次に、2点目に移らせていただきます。シルバー人材センターの充実についてお尋ねをいたします。

少子・高齢化が進み、労働人口の減少が見込まれております。シルバー人材センターは、御案内のように自主独立の組織ですが、一方、老人福祉法第3条第2項は、老人はその希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会、その他社会的活動に従事する機会を与えられるものと

するとあります。高齢者が技術や知識、経験を地域社会で生かす方法を考える、そのような場を提供することが必要と思います。病弱の高齢者には的確な救済の制度、整備、また健康な高齢者に対しては働く機会を通じて地域社会との交流を深め、活動ができる環境をつくることは老人福祉法が意味するものと考えられるわけでございます。

そこで、シルバー人材センターで働くことにより、会員の健康の維持・増進に貢献し、会員の医療費、要介護者率は、同世代の一般高齢者に比べて、たしか平成17年度の全国シルバー人材センターのほうから各市町村に出されたデータによりますと、やはり相当医療費、介護費等々、財政に大きく寄与しているということは発表されているわけでございます。シルバー人材センターを充実することにより、医療費、介護費の節減に努め、また本人も健康になり、一石二鳥、三鳥になると考えます。

そこで、1点目といたしまして、シルバー人材センターの国庫補助対象に向け、業務の拡大、事務処理の適正化などについて鋭意努力中とちまたで伺っておりますが、国庫補助対象の取得についてお伺いをいたしたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、議員のシルバー人材センターの御質問についてお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、高年齢者就業機会確保事業費等の補助金についてですが、将来、瑞穂市シルバー人材センターも交付団体になることを目標としております。

現在の瑞穂市のシルバー人材センターは、平成21年4月1日に一般社団法人瑞穂市シルバー人材センターとして設立されておりますけれども、その他の市のシルバー人材センターを見ますと、社団法人が2市で、公益社団法人が18となっておりますけれども、県下のシルバー人材センターの中で国庫補助金団体に該当しているのは、40センターのうち23センターでございます。40センターのうち、市と名のつくところは、補助金を受けていないのは瑞穂市のみでございます。

この補助金の交付を受ける条件といたしましては、センターの機能が強化されていること、それから自主設計運営基盤が確立されていること、公益法人会計基準に従い、適切な会計処理が行われていること、市からの応分の補助を受けていることなどが、条件がいろいろございますが、また新規国庫補助活動拠点の基準としましては、今年度は会員数100人以上、かつ年間の就業延べ人数は5,000人以上ということが見込まれることが前提となっております。

当市としましては、平成24年9月4日現在でございますけれども、登録会員が181名、それから23年度の就業の延べ人数が7,302人であるため、この点では該当するんではないかと考えております。

また、国庫補助の運営費補助金は、対象経費の2分の1の額、かつ規定の限度額以下としま

して、先ほども述べましたように、とにかく瑞穂市からの補助金が出ていないと出ないということと、それを超えてはいけないということで、さまざまな条件が上げられております。

瑞穂市としましては、今後、その第一歩としまして、瑞穂市シルバー人材センターの事業の指導を行うための情報提供を受けられ、相談対応もできるということで、本年度も瑞穂市のシルバー人材センターと協力体制を整えるために、岐阜県シルバー人材センター連合会の賛助会員となりました。それで、私のほうは実際にこういったいろいろな情報提供もいただいているというのが、今、現状でございます。

また、仕事の面としましては、瑞穂市より、今年度、昨年度まではみずほ公共サービスに委託していた草刈りなどの外の事業でございますけれども、6,000万ほどシルバー人材センターのほうに委託をするようになりました。

それで、24年5月から新理事の体制で行っていただいているんですけども、シルバー人材センターを運営されておりますけれども、現在、国の補助金を受けられる体制となるため、配当金の見直し、それから理事と事務局が一丸となり体制を整えられている状況でございます、補助金を受けられるまでには、まだ少し事務の体制がきちとした体制になっていないということが現状でございますので、もう少し時間がかかると考えられます。市としても、早く補助金を受けられるよう、いろいろな面で助言をしていきたいと考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） 今、いろいろとお聞きしたんですが、御承知ですけど、やはり平成20年12月1日、公益法人関連法案が大改正されまして、25年11月30日、来年の11月30日が移行期限となっております。それで、例えば今、部長のお話がありましたように、県のシルバー人材センター連合会の指導を受けて、当然岐阜県の商工労働部、労働雇用課へ公益社団法人移行申請をし、受け付けをされ、審査会を重ねて登録ということになると思いますが、何か聞くところによりますと、御存じですけど、電子登録が、やっぱり総務部、本部、情報公開課の指導で、シルバー人材センターの法人の役員さんたちが行って、自分たちの入力をされたということもお聞きしておりますが、来年の、先ほど言いましたように、移行期限が25年11月30日ということですが、それに向けて何とかなると思うんですが、その辺のところの状況についておわかりというか、希望について、どのくらいの目的でおやりになる予定なのか。当然、シルバー人材センターがきちっといんな、先ほどの県のシルバー人材センター連合会の事務局長がしっかりしてみえますので、多分いろいろと御指導を受けてみえると思いますが、その辺の経緯についてお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほどの議員のお話は、特例民法法人、旧民法の第34条法人から新

制度への移行という話だと思いますけれども、先ほど述べましたように、県下の市のつくところで社団法人というのは、当初、私、2市あると言いましたけれど、その2市については、来年に向けてどういうふうになるか、公益社団法人だと思いますけれど、そのような手続をしていらっしゃるという話は聞いております。

そして瑞穂市においては、もう既に公益ではないですけど、一般社団法人になっているということで、これには該当してこないのではないかと考えておりました、それでも、やはり公益に今後なるかならないかということは、その前に何遍も申し上げてはいますが、事業の体制をきちっと強化しなきゃいけないというのが、まず先決だと思っています。それをしないことには、今の、要は公益法人になるとか、そういう問題よりも、やはり事業の体制、事務局の体制をきちっとしていただく。そのためには、私たちも、やはり市も全員、一体的にこういう協力体制を整えていかなきゃいけないのが第一だと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） 私、そう言いますのは、やはり先ほど部長も言われましたけれども、県内で21市のうちで瑞穂市だけが国庫補助対象ではないということが1つですね。それで、ちなみに国庫補助対象は、そのほかに市町村でも関ヶ原とか揖斐川町だとか大野町等は、もう既に現在、23年度で国庫補助対象のデータに上がっているわけですが、そういう点で、運営上、会計報告は非常に、それでも何か違うかなあ、そして簿記1級の方も採用になっていると勉強してみえるといううわさですので、実際に大分進んでいると思いますので、そして現状をちょっと聞いてみましたんですが、やはり岐阜県内の市で、そして現在、国庫補助対象、公益法人の改正で一番早くやったところは23年4月1日から、先ほど言いました公益社団法人に登録済みのところがありますし、おっしゃったように、どことは言いにくいんですが、岐阜県内の国庫補助対象の市で2市だけ、今、申請はもう出してあるんですけど、県の審査会にかかって、もうすぐ認定になるとお聞きしていますが、その2市だけが今年度に何とかということで、そういう全体は進んでいるんです。

部長が言われる、確かにわかるんですけど、余りにもおくれているし、私もそういういろんなことの情報を出したり、チラシを出したりするときに、何で瑞穂市はもう少し早くならんのかという意見もありますので、やはり国庫は御承知のように、市から規程はありますし、だんだん国のほうも厳しくはなっておりますが、例えば市が出したのと、22年度もありますね、ほとんど同じような金額を国から、市が600万出せば国のほうも600万、それは査定がございますので多少厳しくなりますのでちょっと幾分下がっているところがあるんですけど、大きいわけですね。例えば、今600万なら600万指定を出しておいて、大体それに近いぐらいは国から来ると

ということで、事務のほうも御案内のように請負制度ですので、仕事をやってくれというと、その責任者が見て、見積もりを持って行ってオーケーになって、作業を完了するのを見に行くと支払いをするということですので、事務が非常に大変だということで、やはり国の補助が出てくるということですから、それによって、先ほど言いましたように、いろんな医療費の節減等々も寄与するということですから、一日も早く、自分のところは一般社団法人だから別だよと言うんだけど、それはそれで、公益法人が当然25年、先ほど言いました11月30日までに新しい認定を受けないと解散されたとみなすということではありますが、部長はよく勉強してみえるので、それはかからないにしても、現在の一般社団法人自体がその時点で残りそんな長くないことも、そういうことはいいんですが、いずれにしても、やはりおくれておることは事実ですので、その辺のところを私が言いました、希望的ですけども、そのときに一般社団法人になる、公益法人になるならいいんだけども、まだ一般社団法人だったということに、そういう点では、それ以後だとそういうことは、認定にはなるとは思いますけれども、できたらそれまでにやっていただく。そういうふうないいことも考えられなくていいので、ぜひでき得れば、やっぱり来年の11月30日、今、インターネットを見ていると、347日だ、何日だと秒数まで出るようになっていきますけれども、そんなようなことも含めて検討していただきたいので、部長がいいか、市長もちょっと考え方についてお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えさせていただきます。

シルバー人材センターの育成、これを国の補助金がもらえるような、そういったシルバー人材センターにという御質問でございます。何といたしても、私どもの瑞穂市、なぜ育っていないかというところでございます。御案内のように、財団法人の施設管理公社、またさらには株式会社みずほ公共サービス、よそにはこういうものがないわけございまして、ありますのはシルバー人材センターだけありますので、そこへ大方のあれを出しておられる。早くからそういう規制をされておるといってございまして、こちらは施設管理公社、またみずほ公共サービス、こういうものをつくりましたので、余計にシルバー人材センターの育成がおくれた。そういう中、事務的なあれもいろいろございまして、いろいろごたごたもございました。ようやく軌道に乗りかけつつありますし、また財団法人施設管理公社、これはまた法の改正によりまして一般財団法人、今度皆さんの御理解をいただきましてみずほふれあい公共公社ということで、公共サービスと施設管理公社を統合させていただきまして、11月1日から新しく出発するわけでございます。

そういう関係もございまして、これからシルバーのほうをしっかりと規制してというところもございまして、これをしっかりと指導しながら、今、認定がそういう関係でちょっとまだまだ未熟なところがございまして、しっかりとさせまして、そして国の補助金がもらえるようなシル

パー人材センターに育成をしてみたい、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます、私の答弁にかえさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） 市長から非常に、部長も前向きでやっておっていただけるんですが、市長からも心強いお話を聞きましたので、ぜひでき得れば25年11月30日までに認定がされますし、そして電子メールもできるくらいですので、ぜひそういう取り組みをしていただくことを強く要望させていただきます、次に移らせていただきます。ありがとうございました。

3点目、最後ですが、JR穂積駅及び周辺整備についてお尋ねをいたします。

JR穂積駅周辺整備については、昭和57年度から駅の南北通路をつなぐ自由通路、駐車場、駐輪場、また国の施策で交通バリアフリー法に基づき、国・市・JR東海の3分の1ずつの負担でエレベーターも設置をされております。さらに、周辺整備でJR穂積駅利用者の利便性が図られてまいりました。

しかし、現在、JR穂積駅内は、エスカレーターがなく、さらに朝夕の駅北ロータリーの混雑緩和、駅前広場の混雑緩和などを皆さんから多く切望されております。

昨年6月議会で駅の南北をつなぐ自由通路の北口の西側のところにあります市有地で未使用のものです、質問させていただいたときに、送迎車の待機場所等について検討したいとの返答でした。

それで、早速、現在もう完成をされているんですが、30分まで無料の駐車場は、11台完成をされ、非常に皆さんに喜ばれておるわけでございます。

さらに、懸案であります駅前南広場の混雑緩和策として、また国体対策を兼ねて、現行の駐車場8台が利用されにくいということもありますので撤去されて、駅利用者の送迎車の待機場所としての工事、あるいはバス停、歩行者の安全等の工事が最近完成をしておるわけでございます。それについては、いろいろとお骨折りいただいて、前向きにやっていただいております。それについて感謝を申し上げたいと思います。

そこで、現在使用されていない駅南公民館を取り壊して、駅前広場の駐車場等々に活用してはという市の考えについてお伺いをいたします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、駅南公民館の取り壊しにつきまして、ちょっと御説明をさせていただきます。

当公民館につきましては、建設されましたから、今からさかのぼること約60年ということで、昭和26年3月に建設がされております。当初は昭和の大合併ということでの、生津村、本田村、牛牧村、穂積村から成る総合庁舎としてのスタートということでした。昭和39年には

現在の穂積庁舎のほうに移転してまいりましたので、地域の公民館としてこの建物は活用されておりました。そして、平成15年には駅西会館がつくられておりますので、それにおきまして、一応全ての用を果たしたということでございます。

今回の補正予算の中に一応取り壊しの費用が入ってございますけれども、まだまだ実を言いますと、土地の境界等もまだ話し合いを十分しなくちゃならないという状況でございますので、基本的には取り壊しをできないかというところでございます。

また、穂積駅周辺の構想につきましては、やはり将来の瑞穂市の発展を考えて、自然や住居環境を保持しながら、新しいまちの構想というものをそろそろ構築すべき時期に来ていると思っております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

確かにこのことについては、私、ちょうど合併したときだったと思いますが、執行部のある人から言われて、隣地の人のところへ行ったことがあるんですけど、そしてまた穂積庁舎、穂積町時代の大ベテランの方にもいろいろお聞きしておったときに、1人の人から26年のころのお話も聞いて、その隣地の人、もと町役場の方なんですけど、何かそのときに西側へ出るような道路をつくりたいと、そうすればいいわというようなことで、当時、区画整理があそこに入ったんですけども、区であそこも入れて農業の耕地整理をしたようでございますので、ちょっと矛盾があるかと思うんですが、いずれにしても、よかれと思ってやったことが裏目になっているんじゃないかと思いますが、その人にそういう方面、ベテランの町に見えた人なもので、くいなんかはきちっと打ってあるんですかと言ったら、あのころはくいも打たずに、何でもええで西へ行く道路が欲しいわと、とりあえず、それならわかったということで、幅も決めなければ、くいも打たんで、それでやるというような、そういう大ざっぱな時代だったもんですから、それがそのまま載っているということは確認して、それを報告に行こうと思いましたが、ちょうど執行部から頼まれた人が、まあ、あの方は、あの話はなかったことにしてくれということでほかのほうへかわったようですが、いずれにいたしましても、そんなような傾向は間違いない、私、感じておりますので。数人の職員の幹部に近い人が行ったら、その1人だけがそのことについてはこうだよと、先ほど言いましたようなことでございますので、非常に古い話でございますので、ぜひ前向きに、このほうのことはいろいろな説明を聞いておって、ちょっと詳しくは私も勉強していないんですが、今は前向きに検討していただいておりますので、その辺について市長の考え方を聞きできたらと思うんですが、よろしく願います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 広瀬議員の駅周辺の整備開発についての御質問に、私のほうからお答えさせていただきます。

駅南の公民館の解体におきましては、総務部長のほうからお答えさせていただきました。これは過去、議員の御質問で解体しますと約束してあるが、おくれておって申しわけなく思います。いよいよこれは年度内にきちっとさせていただくということで、今、準備をいたしておるところでございます。

そういった中におきまして、これからどのように整備をしていくかというところでございます。なかなか今の状況を見ますと、まさにこの乗降客は、買い物をするわけでも何でもございません。1つはパーク・アンド・ライド、駐車をしておいて、それから名古屋へ行く、そして電車で名古屋通勤、全くそういった駐車場とか、そういった関係の固定資産税は入りますけど、市には何にも活性化につながらんというのがあの駅の周辺のところございまして、これでは本当に寂しい限りでございます。

ましてや、駐輪場が、はっきり申し上げまして、駅のすぐところに、一番1等地に自転車の駐輪場がある、それを市がやっておる。これでは、駅をおりて、また乗る前に、やはり少し休憩なりして、そんなところも本来でしたら、駅のくるでしたら、本当はそういうものがあるべきでございますが、駐輪場が、やはり自転車の人もちょっと先から歩いていただいて、そしてそういう形じゃないと、こんな駅はどこもございません。そこら辺も踏まえて考えなくては、今度公民館の解体をしましたら、そういうことも含めて皆さんとともに協議をしてもらいたいと思っておるところで、いずれにしても、本当の駅周辺のまちづくりをやろうとしますと、やはり市が中心になりまして、周りの地権者をして、国の金、また県のこういったのを入れまして、民の区画整理をやらなくては絶対に本当のまちはできません。それをやろうとしますと、今、瑞穂市、本当にいろんな課題を抱えております。ほかのところができおれば、それに集中してできるわけでございますけど、御案内のとおりでございます。まだまだ公共施設の整備を、大きな、これも御案内のとおり、そういう状況でございます。そこら辺もひとつ踏まえまして、これから考えていきたいと。

議員さんのほうからこうしたらいいという御提案があれば、また聞かせていただきますよう、よろしく願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） 市長から今前向きの言葉がございましたので、ぜひ進めていただきたいと思いますが、ミニ区画、何でも上位機関へ、予算の関係もあるんですが、やはり計画を出してやれば、今、商売をやめてよそのほうへ出ていく。ふえるのは、駅前周辺に、市長が言われましたように駐車場ばかりということで、あれは国へ申請してあれば、ある程度金のこと

は、鑑定にかけて土地評価をして買うということですが、そういうものが手に入ってくると思いますが、駅の本当に近いところで民地が民営の駐車場ということがちょっちょっとありますので、ぜひそういうミニ区画のような、何でも結構ですので国のほうへ確認の申請をし、そういうどんな小さくてもいいですから、計画を立てて行われる支援制度をされることを強く要望いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、民主党瑞穂会の広瀬捨男君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。11時5分から再開いたしますのでお願いいたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時07分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

改革の西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、2点にわたって執行部に質問を行いたいと思います。

1点目は、脱原発の取り組みについてであります。2点目は、まちづくり基本条例における住民投票制度についてであります。内容につきましては、質問席にて行いたいと思います。

まず、脱原発の取り組みについて市長にお尋ねをいたします。

野田総理は、6月8日の記者会見で、国会事故調の報告がまだ出されていない中、国民生活を守るためとの口実で大飯原子力発電所3・4号機を再稼働することを明らかにし、6月16日、総理大臣官邸で開かれた第8回となる原子力発電所に関する4大臣会合で、3・4号機を再稼働することを政府の最終的な判断とすることを決定いたしました。

これを受けて関西電力は、7月2日、3号機で発電と送電を始め、4号機についても同月18日夜から再稼働をさせたわけであります。

しかし、多くの専門家や市民団体が再稼働前から指摘していたとおり、経済産業省自然エネルギー庁のまとめによっても、大飯原発3・4号機の再稼働がなかったとしても夏を乗り切れたことが明らかになったところでございます。

そこで、まず市長にお尋ねをいたします。

野田総理の大飯原発3号機、4号機の再稼働決定、そして再稼働、さらにはエネルギー庁のまとめという、こうした一連の経緯に対する評価をお聞かせいただきたいと思います。答弁を受けまして、順次、具体的に御質問を申し上げたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

大飯原発3号機、さらには4号機が再稼働したこと、エネルギー庁のまとめなどをどのように考えるかという御質問でございますが、そのことにお答えをする前に、私の原子力発電に対する基本的な考えをお話し申し上げたいと思っております。

私も昨年3月11日の東日本大震災での福島原発事故が発生するまで、原子力発電は日本の高度な科学技術に裏づけされた、いわゆるクリーンなエネルギーでございまして、日本経済の発展の基礎となる電力を賄うには欠かせないものと考えておりました。また、使用済みの核燃料と廃棄物の処理ができていないことにつきましては、一抹の憂慮の念を持っていたのも事実でございます。

しかし、3月11日のあの原発事故以来、次々と明らかになってくる事実、そして情報が正しく国民に知らされていなかった事実を目の当たりにいたしまして、怒りに似た思いを抱くようになったところでございます。それは想定外という言葉では済まされない、国民の安全と安心を第一に考えて施行されなければならない政治が実は正しく知らされず、決して想定外ではなかったと考えたからでございます。

私は、まさに地震は天災でございますが、原発は人災と申し上げたのもそのことでございます。福島原発の立地の問題もそうでありまして、原子力委員会のあり方もそうです。また、国のエネルギー政策も、もっと諸外国に学ぶべき点多々あったと考えるにつけても、今の政府のみならず、歴代の国政のありようにも疑問を感じているというのが私の偽らざる本音でございます。

そうした思いを抱いたため、私はマスコミに対して原発の再稼働につきまして慎重であるべき旨の発言を行ってまいりました。福島原発事故で、今なお自宅に帰れない人々がお見えでございます。それも1年、2年といった年数でなく、20年、30年という途方もない年月のところもあるわけございまして、要するにふるさとを捨ててくださいと言っているようなものでございます。

こうした現実を直視すれば、国は新たな避難民をつくるかもしれない原発の再稼働を、安易に経済を優先させて判断すべきではなかったものと思っております。仮に電力需要が必要であっても、国を挙げて知恵を絞り、代替エネルギーにいち早くシフトを打ち出すなど、官民を挙げて取り組む姿勢を示すことによって解消できるものが多いと考えるわけでございます。

ちなみに、御案内のとおり、ドイツのメルケル首相は、福島原発事故直後の昨年3月14日、日本のような高い安全技術を持った国で起こり得ないことが起きたと語り、操業の延長計画を3カ月凍結しまして原発を総点検する方針を発表、また17基の原発のうち、旧式原発7基の稼働を停止したところでございます。

遠く離れたドイツは、日本と比べまして地震の少ない国でございます。そのドイツがいち早

く判断を下している。日本は火山国でございます。地震大国でございます。地震の巣に住んでいるとも言われる我が国でございます。その日本列島に54基もの原発が立地しているのでございます。確かに日本の科学技術力は世界をリードするすぐれたものを持っているとは思いますが、結局、福島で明らかになったことは、まさに砂上の楼閣のような技術神話に裏づけされた安全であり、真の安全を担保した技術ではなかったということでございます。

こうした現実を知って危機感を抱いているのは私だけでなく、国民の多くが感じているものでございます。それが3月以降の首相官邸のデモ行動になっているのでございます。日本人は、理性のある国民だと思います。ゆえに、この中国や中東諸外国のように暴動、略奪といった、それにつながるデモではありません。静かに怒りを声として行動としてなされているのだと思っていますところでございます。

そうした背景を受けまして、国は、2030年代には原発ゼロを打ち出しました。大いに歓迎するところでございますが、ところが閣議決定はなされなかった。まさにぶれておるところでございます。

先ごろ岐阜県が発表した敦賀原発の事故想定に見られます放射能汚染被害の実態を見ますと、決して人ごとではない、日本の将来を憂える事態と考えるところでございます。もはや想定外はありません。人災として考えれば、あらゆる状況を考えて原子力エネルギー使用を考えるべきで、それは何も政治家や専門家だけの判断に委ねられるべきものではないと考えるものがございます。よって、使用済み核燃料問題、また核汚染物質、そして除染物質の処理等々を考えますと、最も早い決断と新しいエネルギーへの転換を図る政治判断を下すべきではないかと思っておりますところでございます。

ゆうべの皆さんも見られた「報道ステーション」、ドイツの特集がございました。これはいろんな人が入ったの議論でございました。倫理は、技術や経済より優先する。もう既にドイツでは完全にエネルギー転換、原発から撤退でございました。特にシーメンスといたら世界的な企業でございます。ここは完全に原発の撤退で、もう既に海洋の風力発電、太陽光発電、風力発電だけでも1,200基の受注をして、そしてこれは原発3基分の既に受注を完全にしております。エネルギー転換は、革新的技術が既に高まっている、こういう報道ステーションの報道を見まして、本当に日本もエネルギーでしっかり、やっぱり国は取り組んでもらいたい、そういったことを思ったこともつけ加えまして、私の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） ただいまの堀市長の答弁、大変率直で、かつ真摯な答弁であったというふうに思います。私の質問を踏まえまして、御自分の言葉で、そしてさまざまな資料等を勉強

された中で御答弁をいただいたところです。大変敬意を表したいと思います。

今、市長が答弁されましたように、やはり人間のあり方の問題ではないかというふうに思います。経済優先で、どれだけ発展するかどうかという物差しだけから見る時代ではなくなってきたということを大前提に立って将来を見据えていかなければならないんじゃないかというふうに私も思いました。

で、具体的にお聞きをしていきたいと思いますが、そういうふうな考え方を基本的に持っておられる堀市長だからこそ、県下で唯一、脱原発を目指す首長会議に参加をされておられるというふうに認識をいたしております。

そこで、お聞きをしておきたいと思いますが、この脱原発を目指す首長会議におきましては、具体的にどのような活動をされているのでしょうか。そして、その活動に堀市長はどのような形で関与されておられるのでしょうか。そのことをお聞きしておきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

今、具体的にどのような活動をしているかと、こういうあれでございますが、はっきり申し上げまして、私はマスコミとか、そういった市長会におきまして発言はいたしておりますが、具体的に行動を起こしておるわけございません。といたしますのは、やはり社会、いろんな方がお見えになるというところから、この5万2,000人の代表者の私はということよりも、これは国がやることというところ、様子見をいたしておるのが現状でございます、はっきり申し上げまして、具体的に動いておるわけございません。ただ、その後の首長会議の中身は、いろいろ勉強させていただいて今後の活動を考えていきたい、このように思っておるところでございますので、よろしく願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今後の活動を考えていきたいということで、後からちょっとまた質問いたします。

堀市長は、原発の安全神話が崩壊した今、原発は停止すべきで再稼働は認められない、これも以前に岐阜新聞でコメントをされております。

さきにも述べましたとおり、大飯原発3・4号機の再稼働については、その必要がなかったことが明々白々の事実として明らかになったわけでございます。関電は、原発ゼロで今夏を迎えた場合、15%の電力不足に陥ると宣伝し、野田総理もそれを後押しして、計画停電を余儀なくされ、突発的な停電が起これば命の危険にさらされる人も出ます。仕事が成り立たなくなってしまう人もいます。働く場所がなくなってしまう人もいますなどと国民を恫喝して再稼働を強行したのであります。

しかしながら、結果はどうであったでしょうか。多くの識者が言っていたとおりになったではありませんか。記録的な猛暑だった2010年夏並みの暑さを想定した8月の需要不足を10%も下回ったのが事実でございます。ピーク需要時ですら原発4基分に相当する500万キロワット、率にして16%の余力があったと思うのでありますが、こういう結果が出た以上は、まさに堀市長のコメントにもありましたように、少なくとも再稼働は認められないとの認識は多くの国民が共有するところとなったのではないのでしょうか。

そこで、私が提案したいのは、堀市長が先ほど申されたとおり、今後の活動については考えていきたい、こういうことでありますから、共通の認識に立つ首長に働きかけて、いわゆる「通販生活」という通信販売の会社のカタログがございます。それにはずうっとドイツの平和村のこと、国境なき医師団だとか、今度の福島原発のこととか、ずうっと特集をやります。その中で、全国の千幾つの自治体の首長さんにアンケートをとっている。瑞穂市もアンケートが来て、堀市長も送られたと思います。その中で、原発の新増設はもちろん認めないし、10年以内に廃炉にしていくと、こういうことを森真さん、各務原の市長ですね、北方の室戸英夫さん、それから岐南町、そのほかの自治体でそういう主張をされておられる首長さんがおられます。ですから、ぜひ森真各務原市長は、堀孝正市長とまさに仲のいい、お互いに忌憚なく意見を交換できる間柄でありますから、そういう首長さんに働きかけていただいて、やはり政府並びに関西電力に対して国民の圧倒的な声としての再稼働はやめろということの要請文なり、そういうものを出すようにしていただけたらどうかというふうに思うんでありますが、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えさせていただきます。

実は私、今まであまりこの活動をしなかったというところは、経済のこととか、私、美浜原発のほうへ行ってまいりました。これは、今、もちろんとまっておりますが、そこでもまだ正社員として500名、そして協力会社の人々が1,000人、1,500人の方がそこで働いておるわけです。私、こういう人の職業をすぐに奪うことになります。ですから、そういうことを考えますと、私はそういう人のことまで考えるものですから、この人たちの国の責任をやっぱり、私はそういったことも考えていかななくてははいけない。

そういうことを思うと、すぐ行動的にできないというところもありましたが、実はきのうの「報道ステーション」で、ドイツのあれを特集でやりました。あれを見まして、ドイツが完全に転換する、エネルギー転換、それで雇用の創出から経済が全くシフトしまして、もう既にやっております。日本の技術からいきましたら、こういった関係、今の海洋風力初め、太陽光、ましてやメタンハイドレート、ああいった関係の新しい技術ですね、こういうものは日本の技術で絶対に私は開発できると思う。ですから、そちらのほうへぜひともシフトする。そういう声を

出しながら原発はあれだということで行動したいなど、このようにゆうべのあれを見て強く、ドイツが既にやっておりますので、これを見まして、日本だったら絶対に同じようにできると確信を持ちました。

ですから、今後は、できるだけしっかりと声を大にして、先ほどありました森市長、本当に私の盟友でございまして、一緒になって大いに市長会、そのようなところで声を上げていきたい、このように思っておるところでございます。よろしく願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） ドイツは原発推進国だったんですね。ましてや、革新政権、社会民主党の政権であったり、保守政権だったんですね。その政権が日本の 3・11 を学んで、日本のような高度に発達した資本主義国でこういうことが起きるんかということを実際に真摯に受けとめたわけですね。でないと、方針を 180 度転換するようなことはできないです。人気取りだとか、目先の利益を考えていたら、やっぱりできないですね。それを打ち出したということは、やっぱり大変なことだと。

現実に自然エネルギー財団というところがあるようですけれども、そこでは福島事故の損害賠償や除染がどれくらいに上るか、これを試算したら、20兆から75兆円以上、さらに立地対策費などを反映させれば、原子力の発電コストが一番安いと言われたけど、そうじゃなくて一番高いんだということを言っております。そして、原発の安全神話が崩れたのと同様に、経済性神話も誤解している、こういうふうに言っているわけですね。まさにそのとおりだというふうに思います。

今、市長の答弁で、他の同じ立場に立つ首長さんともども頑張っていきたいという答弁もありましたので、私が申し上げたように、お互いに声をかけていただいて、それでリーダーシップを発揮していただいて、政府と関電に対してははっきりと国民の声を伝えていただきたい。そういう動きが、やはり小さい動きであっても、私は多くの住民の信頼を獲得し、皆さん方の心に灯をともしることになってくると思うんですね。ぜひお願いをしておきたいと思います。

それで、極めて具体的なことですが、国民の節電の努力によって原発がなくても電力需要が保たれることが証明をされたわけですが、さらに節電が当たり前の低エネルギー社会に向けたライフスタイルを定着させるべく、一層の努力をしていかなければならないと思います。

そういう意味でも、6月の定例会の一般質問で若干申し上げたような気もするわけですが、前年に比べて節電率が一定の率を達成した市民に対し表彰とか景品を授与するなど、コンテストを積極的に開催をしていく、そういうことをやるのも決して意味のないことではない

と思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 西岡議員の御質問ですが、突然の内容のものでございますので、一瞬ちょっとちゅうちょする面もあるわけでございますが、確かにさきの6月議会にそんなような御提案があったというふうに記憶しております。ただ、今、一方では太陽光エネルギーを活用した施策もやっておるところでございます、そこら辺等のバランスですね。一方では補助金を出しておる、そしてその御家庭は確かに自然光エネルギーを使って節電に御努力されてみえる。その一方には補助金を交付しておるということでございますので、有利な点があるわけですね。例えば、グリーンカーテンとか、そういったもので省エネに努力されたというようなことであれば、そういったものも考えられないわけでございますが、一度御提案ということで、お示しいただいたことにつきまして検討させていただきたいということで、御答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 奥田副市長に一言申し上げますが、突然という言い方はやめてください。市長の答弁を受けて、それに対して一問一答をしているわけですから、一問一答の部分というのは全部突然になります。だから、市長の答弁の中身がどういう意味を持っておるか、その答弁の中身からどういうことが具体的に今後予測されるかということを見通した上で私の質問と、つまり向かい合っておるということですね。ですから、そのことを頭に入れてもらわないと、ちょっと違うんじゃないかというふうに思います。

いずれにしても、節電によって、やっぱり原発を使わなくてもいい状態を、やはり我々自身もそれなりに頑張っていかなきゃいけないと思うんですね。そのためには、誰がどれだけの努力をしたかということを競い合って、目に見えるような形で盛り上げる社会的環境づくり、こういう観点で申し上げたわけでありますので、ひとつ御検討をいただきたいと思います。

それで、あと時間が迫ってまいりますけれども、原発事故に対する対策ですけれども、県の対策についていろいろインターネットで見ってみました。放射性物質拡散シミュレーション結果を受けた今後の県の対応についてということもインターネットで出ておりました。そういうことはちょっとはしよりますけれども、問題は、そういう動きを受けて瑞穂市としての対応をどうするかということなんですね。

まず、具体的なことでお聞きしますけれども、要するに放射能の測定器、どの程度のものを幾つ用意していますか。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 先般、新聞紙上で皆様方も、県のほうが放射性物質の拡散に関して

のシミュレーション結果ということでシミュレーションされた結果を公表されました。これにつきましては、敦賀原発のほうで事故が起こった場合、この岐阜県の地形、それから気象データ、そして各季節の気圧配置等によってどのような影響があるかということで、結果的には私どもは年間に20ミリシーベルト、計画的避難区域ということで、おおむね1カ月の間に避難をしなくちゃならないという地域ということで公表がされております。

先般も県のほうはこれに対しまして、西濃区域については安定ヨウ素剤の配布とか、測定器などを再度配備するというごさいました。

私ども、こうしたデータが出るということをもっと聞いておりましたので、器具、測定器等の購入をということで検討はしてはしておりましたが、県のほうの状況がこうして公表されました。こうした状況を踏まえてどうするかということでございしますが、今現在、県のほうが測定については、モニタリングポストといいまして、岐阜市の下奈良、それからこの近くですと西濃総合庁舎、そして揖斐総合庁舎というところにきちとした測定器を持っております。これでもっていつも測定されておるといのが1点と、こうした県の測定がもう少し補充されるということで、実を言うと、当初、各消防本部もはかっておりましたが、こうしたモニタリングポストの情報を得るといことで既に測定を中止しておるのが現実でございします。

こうしたデータを踏まえて今後どうしていくかということと、測定についても、そうしたデータを活用させていただくというのも一つということで準備はいたしたんですが、まだどうするかはこれから検討していくところです。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今の答弁は、放射能測定器は、まだ購入していないということですね。前に6月議会の段階でそれを言っておるんですよ。一般質問では言わなかったけれども、総務部長に対して、それを買っているんですか、買わなきゃいけないでしょうということ言ったんですよ。何にもない、こういう感覚がどうなのかということだと思っんですよ。というのは、調べてわかっておられるとおり、要するに県の測定のみならず、市町村の自主測定は、高山市、美濃加茂市、本巣市の3市が行っていますよね。本巣市については、これも市内の放射線量の測定結果ということで、簡易放射線量測定器による測定ということで、簡易放射線量の測定器ということで限定がついております。これでいいのかどうかについては、また議論をしていかなきゃなりませんけれども、いずれにしても、この測定器で市役所、真正分庁舎、根尾分庁舎、市内の小・中学校、市内幼稚園施設等々で調査をやって、その調査結果も全部インターネットで出されております。国際放射性防護委員会が定める放射線による年間被曝量の目標値は、年間1ミリシーベルト以下であり、1時間当たりに換算すると0.19マイクロシーベルト以下になりますということをお明らかにしながら、それ以下の数字がずうっといろいろ並んでおるわけで

すけれども、それをインターネットで住民の皆さんにきちんと情報を公開しておるということであります。小・中学校の放射線量の測定結果も、事細かに全部開示されております。

ですから、6月にそれを言っているんですから、7、8、9月下旬でしょう。だから、それは、やっぱり市長の答弁された立場を踏まえれば、瑞穂市として放射能の測定器一つ持っていないという問題意識は、やはりいかなものかというふうに思わざるを得ません。ですから、それは早速、この本巣市等々の資料が出ているわけですから、近いわけですから、きちっと行って打ち合わせをしながら、具体的に購入をして、少しでも体制を確立していただきたい、どうですか。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 一応購入についての準備は、実を言うとしておって、発注するばかりになっておったんですが、県のほうがこうしたシミュレーションを出すと。その中でヨウ素剤の配布と、それから空間放射線測定器を再度増強するということがございましたので、そうした状況等、それから県のモニタリングポストが非常に近いところにあって、それがいろんな放射能等の状況も踏まえて、今月提案できるという状況も、そうした状況を聞いておりましたので、その結果を少し待つてということでおりましたので、まだ購入はしてございませんけれども、また一度、今後どうするかも含めて検討を進めていきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 県の危機管理部門原子力防災室は、具体的に9月の補正予算で何と何と何をやるか。安定ヨウ素剤等の整備で9.4万人分とか、可搬式空間放射線量測定器、既存3台プラス新規5台とか、身体汚染検査用放射線量測定器、既存2台プラス新規7台とかと具体的に予算計上していますので、それを踏まえれば、何もシミュレーションを待たずに、瑞穂市は具体的に行動を起こせるわけですね。だから、ちょっと遅い。同じ状況、雰囲気から、ちょっとずれていると思うね。だから、そういう意味で、ぜひお願いしておきたいと思えます。

県のシミュレーションと関連しますけれども、本年2月に策定された瑞穂市の地域防災計画、これは一般対策編と地震対策編とがあります。私は、さらにそれに加えて、原発の事故対策のマニュアルとか、訓練のマニュアルとか、そういうものを調査・研究した上、防災計画の中に補充していく、こういうことが必要であるというふうに思うわけでありませう。

6月定例議会の一般質問でも御紹介させていただきましたとおり、美浜原発の近くの水晶浜から飛ばした風船が約5時間ほどで本田の小橋にまで到達しているのであります。原発事故は、人ごとどころか、まさに自分たち付近の問題であることを痛感した次第であります。

先ほど早瀬部長も言われましたように、9月9日の中日新聞の1面トップは、先ほど言われたように、「敦賀原発事故時、岐阜24市町、20ミリシーベルト超に放射性物質、県が拡散予

測」との見出しで、岐阜県独自の被害予測を報じております。はしょりますけど、このとおり。年間の外部被曝量が20ミリシーベルト超になるおそれが指摘された自治体の中に瑞穂市も入っております。この数値がどれほどのものかが問題であります。福島原発事故で計画的避難区域に指定する際の基準となった数値であります。ちなみに、計画的避難区域とは、政府が住民に対して区域の指定から約1カ月の間に避難のため立ち退くことを求められた区域のことです。福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以遠で居住し続けた場合に、1年間の積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがある地域ということで、福島県の葛尾村とか浪江町とか飯舘村及び川内村や南相馬市の一部、こういうことが書かれておりますけれども、東海地震や東南海、南海地震より先に原発が世界一集中立地している若狭湾一帯の14基のうち、どの原発でいつ事故が起こるかわからないわけで、その意味でも原発事故対策について冒頭申し上げた対応マニュアルは必須であるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私どもも、先般、県のほうでこのシミュレーションについての説明会を受けまして、またこの対応策につきましては、きょうの新聞にも載ってございましたけれども、やはり私どもだけでなくして西濃全域、全体からいきますと岐阜県下ほとんどということでございます。また、状況によって何をすることも含めて、すぐにはなかなかできない部分もございますし、皆様方におかれましては、避難だけでなく、また自分たちの生活ということもございまして、十分に他市町、他県との協力を進めて、その結果をまた防災計画のほうに載せていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 具体的に確実に一歩踏み出していきたい。

本巣市では、先ほど申し上げたような自主的な測定を行うという、そういう問題意識で取り組まれておりますので、我が瑞穂市においても、ぜひ、ただその後を追っかけるだけではなしに、住民の命と安全を守る立場から全力で取り組んでいただきたというふうに思いました。

あと、原発問題、最後ですけれども、原発や核に対する学習会の問題なんですけれども、一つ、教育長にお聞きをいたします。

学校教育の中で原発や核の問題、とりわけ今日の福島問題等々については、学ぶ機会がどのように保障されているか、その具体的実態について、ちょっとお答えいただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 現行の教科書におきましては、昨年度から中学校が新しい教科書で動いておりますが、その折に、英語の教科書でしたか、津波の話題がありまして、それは余りにも生々しいということで、それは差しかえたというようなことがありました。その原発等にか

かわっては、広島原爆についての学習がありますけれども、原子力発電所そのものについては、そう詳しく取り上げているとは思っておりません。また、詳しいことは調査しておりませんので、ちょっと議員の御質問に正確に答えたということになりませんが、以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） やはり今こそ、先ほど若井議員がおっしゃっていましたが、人間の尊厳とか命のとうとさ、それを子供たちに教えていく、その意味では原発、福島事故についてきちっと自主的にでも教育の現場で子供たちと一緒に学ぶ機会をつくっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、市民の皆さん方が原発と子どもたちの未来を考える会・ぎふという組織をつくっておられまして、医師やジャーナリスト、原発の専門家、福島の農家の方などを招き、放射線内部被曝、チェルノブイリ現地レポ、福島原発事故の真相と放射能汚染の恐怖など、4回連続講座に取り組まれております。既に2回終わりましたが、周囲の関心が非常に高く、毎回、500名ぐらいの方たちが参加をされております。

先ほど市長も申されたように、原発に対する関心の高さは、首都圏反原発連合が主催する官邸デモにもあらわれております。これまでの参加者は、恐らく数百万人になっていると思います。私も、7月29日の同連合が取り組んだ国会議事堂包囲デモに参加をしてみいました。参加者は20万人というふうに言われております。私も、60年代の後半、67年から71年まで東京で過ごしました。学生運動に4年間没頭してやりました。そのときのデモとは全く違います。我々はヘルメットに角材で覆面して、機動隊に殴られながらデモをやっていたんですね。ところが、80歳のお年寄りの御夫婦も、腹に赤ちゃんを抱っこした若い奥さんも、本当に層が広いんです。びっくりするような状態です。我々がデモというのは、活動家が機動隊とぶつかり合うのがデモだということで、4年間がたがたになってやったんですね。だから、そのことを思うと全然違うんです。ということは、普通の人たちが、やっぱり自分たちの命、これを守る。持続可能な社会を守っていかなくちゃいけない、つくっていかなくちゃいけない、こういう思いで参加をされておりました。ですから、市の主催で、こういう原発とか福島の問題に対する学習会をやっていただいてもいいんじゃないかと思うんです。これは非常に公共的な役割を果たすものであるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。そういうことも検討していただけますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） いろいろの御提案というか御指摘をいただいたと思います。いずれにしても、この問題は、冒頭に市長が申されたように、一国の問題であり、国民全体が考えなきゃならないということですから、瑞穂市民としてどの程度ができるか、瑞穂市としてど

の程度できるか、それは未知の部分になりますが、庁舎内挙げていろんな分野で総合的な観点から、それぞれが施策化できるものについては施策化すると、そして情報を発信、いわゆる声を上げていくという形で進めてまいりたいと思います。そうした積み重ねが、やがては大きな動きになっていくんだらうということで、先ほどのデモの話ではないですが、全国的にわざわざ東京までお出かけになって声なき声を行動で示してみえる方も見えるわけでございますので、デモに参加するとか、そういうことではなく、自治体としてできることをやってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） 形式的な答弁とか、そういうことは全く必要ないんです。瑞穂市として、測定器を買って自主測定をやったり、原発の学習会を開いたりすることがそう困難なことですか。簡単にできることですよ、やる気さえあればやれる、そういう問題なんだ。ですから、思考停止的に状況とずれたような答弁をはいかんと思う、それだけ言っておきます。

あと、まちづくり基本条例における住民投票制度についてちょっと意見を述べながら、お聞きをしておきたいと思います。

昨年 9 月定例議会において、まちづくりの憲法として瑞穂市まちづくり基本条例が可決成立をいたしました。その際、私は、住民投票について発言をさせていただいております。同条例の第 20 条第 1 項は、市長は市政に関する重要事項について広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができますと規定され、住民投票の実施については、事案ごとに投票の実施すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表等を規定した条例を別に定めるとされておりました。

つまり住民投票請求権は、市民や議会にはないということであります。ここが一番の問題点であります。これでは瑞穂市民一人一人がまちづくりの主役というまちづくり基本条例の前文、第 1 条、市民が主体の市民参画による協働のまちづくり、こういう規定をうたう、まちづくりの最高規範にしては、いかにも逆立ちしたものになっていると言わざるを得ません。昨年 9 月の私の総括質疑に対して執行部は、市民がまだそこまでの認識になっていないので、まず順番につくっていくと答弁をされておりますが、市民や議会に請求権がないという問題は、順番の問題ではありません。市政の主役は一体誰であるかというまちづくり基本条例の根幹にかかわる問題であります。

そこで、お聞きをいたしますけれども、そもそも住民投票が制度化されている自治体が全国にどれだけあって、その中で首長だけに住民投票の請求権を認めている自治体はどれだけあるのでしょうか。また、そのこととあわせ、個別型住民投票制度と常設型住民投票制度の実態はどうなっているのでしょうか、最近の動向もあわせてお尋ねいたします。

以下、時間があれば答弁を受けて質問しますけれども。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 西岡議員の御質問に、お時間の関係で少し短目にお答えさせていただきます。

瑞穂市のまちづくり基本条例における住民投票については、市長は必要に応じて住民投票を実施することができるかと規定しています。

西岡議員の御質問の内容は、まちづくり基本条例や自治基本条例には住民投票について盛り込むことが多くなってきておりますが、その盛り込み方の違いであると考えております。

常設型住民投票は、平成12年に愛知県の高浜市が住民投票条例を制定し、あらかじめ投票の対象となる事項、発議の方法などを制度化しました。

御質問の常設型住民投票の導入団体は、現在、全国で30を超える自治体が制定しているものになります。岐阜県では多治見市がございませう。

個別型住民投票、常設型住民投票、それぞれに時間短縮などのメリット、ほかにもデメリットがございませう。他市の例でも、まちづくり基本条例制定後において、まちづくりの参画、協働が市民に根づく、成熟する過程においてまちづくり基本条例を根拠に常設型住民投票条例の審議がなされている市町がございませう。

現在、瑞穂市は個別型となっておりますが、これから、議会はもちろん、まちづくり基本条例推進委員会や市民の皆さんの御意見を聞きながら検討する必要がある枠組みではないかと判断しているものと認識しているところでございませう。

このように、住民投票の枠組みなどを通じて市民のまちづくりへの関心や意見、自治会への協力が高まるよう努めていきたいと考えております。

以上で、西岡議員の住民投票に対する答弁とさせていただきますが、御理解いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 盛り込み方の違いという御答弁ですけど、そもそも住民投票は何のためにするのか、この基本が押さえられているかどうか、ここなんですね。とりわけ、堀市長が前の市政に比べて住民の声を聞く、そういう市政をつくっていきたい、こういうことを強調してまいりました。つまり、住民投票というのは、重要な施策の最終的な判断を誰がやるのか、それは市政の主人公である住民自身が決定をするんだと、こういうことですね。確かに法的拘束力はありません。しかし、実際はそれを尊重しなければならないということによって、実態的にはそれが最終的な結論としてついているんですね。ですから、盛り込み方の違いなどということだけでは済まない問題、それについてはまたたくさん議論する機会がありますから、また

それに譲りませけれども、その大前提の前提のところをちゃんと押さえておれば答えが出る話なんですよ。

だから、頭は何かほかのことを考えずに、よう聞いておいてくださいよ。今、私が申し上げた基本は、市政の主人公は住民自身なんだ。その住民が重要な施策を最終的に決めていくんだと、こういう認識をしておくこと、そのことが大事ですね、どうですか。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 今の西岡議員さんからの再質問でございますが、市長が住民投票をできるの意味には、一方的なこちらからのものではなく、もちろん市民の皆様方の意見を十分取り入れて住民投票ができるものと解しておりますので、よろしく願いをいたします。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） 十分取り入れて、そのために住民投票をやる。その住民投票をやるために、主人公である市民の住民投票の請求権があるかないかということは重要な問題ね。後で取り込むんじゃないんです。だから、そのことだけちょっと申し上げて、また別の機会に譲りたいと思います。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 以上で、改革の西岡一成君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして休憩をいたします。午後 1 時30分から再開をいたします。

休憩 午後 0 時07分

再開 午後 1 時32分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

みづほ市民クラブ、堀武君の発言を許します。

堀武君。

8 番（堀 武君） 皆様、こんにちは。

みづほ市民クラブ、議席番号 8 番 堀武、議長のお許しを得ましたので、会派代表質問をさせていただきます。

いじめ防止条例の制定の意思、そして暴対法の活用について、精神障害者の雇用について、3 点にわたり質問をさせていただきます。

あとは質問席で質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

私は、いじめの問題に対しては常に議会で一般質問を通して、その犯罪性と、それからそのいじめられた子供の人権について行政のほうに、教育委員会のほうに訴えてまいりました。そのような観点から、今回、大津市におけるいじめの問題というのに関しては多くの問題点を含んでおります。私はその観点から、少し切り抜きから読ませていただきます。

皆様も御存じのように、大津、自殺のプロセス作成、これは最初のときには大津市の教員も

教育委員会もいじめを把握していないというような発言をしていたのに、それに関して次から次へと問題点が出て、教職員に対する暴行、それも本来なら告発すべきものをしない、そしてそのような観点から非常に多くの教育委員会を含めた多くの問題点が出てきておると思います。

大津市では、昨年10月、市立中学校2年生の男子生徒が自殺した問題で、当時の3年生の生活指導担当だった教諭は、自殺当時に作成した内容資料に、男子生徒への暴力をいじめ行為と捉えていたことがわかった。学校側は、これまで自殺前にいじめを認識できなかったと説明していた。中学校の校長は、18日の夜、会見し、今となってはいじめを疑っていた教師がいた可能性が高いと述べた。それでも可能性が高いではなく、現実的にそういうことだと言い切れないところに問題点があると思います。

遺族から市や同級生3人らに損害賠償を認めた訴訟の第3回口頭弁論が18日に大津地裁であり、市側が提出した資料には、遺族代理人によると、資料は、生活指導連絡書、昨年10月4日に互いに手を出し合う、翌5日には同級生らが男子生徒をトイレに呼び出し、先に手を出して殴る。担任がとめに入り、放課後指導すると書かれ、いじめ行為と捉え、男子生徒を被害者とするという事例があった。市教委によると、10月5日に担任や学年主任らが協議し、けんかはいじめにつながるケースが多く、見守っていこうと話し合った。校長は、教頭を通じ、3年の生徒指導担当だった教諭に、男子生徒について資料をまとめるよう指示、教諭は、同日午後校長に提出した。校長は、当時、このトラブルについてけんかと報告を受けており、いじめとの主張は教諭の誤解と判断したという。

ただ、ことし5月に、当時の2年生の教諭らに改めて聞き取りしたところ、3人がいじめという事実を共有する必要があると思ったと答えているという、越直美市長は、一部の教諭の認識だったかもしれないと個人的に思うと述べている。

私は、このいじめ問題にこれだけの新聞紙上に、これは表裏に張ってあるんですけど、これだけのことが新聞紙上で書かれております。大津の問題、それからほかの高校生の問題、全てに関してですけど、それだけ関心が高まったということは、これが継続的に、そのいじめに対する対処ができておればいいのですけれども、一過性に終わるということはこの資料の中にも書いております。

これもそうですけど、いじめ報道で、大津市議会は防止条例素案というので書いております。中は読まないですけども、やはり議会でも事の重大性において、市議会でも条例をつくるようなことを大津の市議会は言っております。

やはりこのような観点からも、瑞穂市の議会においてもよくよく考えて行動をして、お互いに、私自身も決して万全、人にとやかく言われるようなことがあるのかないかといえ、そのようなことに関していえば反省する点も多分にあることと思っております。ですから、その辺のことを含めて常に考えていきたいと思っております。

もう1つは、けさの朝日の「記者有論」という、いじめ自殺、亡くなった子の声に耳傾ける。「息子の死を受けとめ、受け入れています」、川崎市の篠原真紀さんからその言葉を聞いたときに驚いた。中学3年だった次男の真矢君は、2年前、友人をいじめた4人を許さないと遺書を残し、命を絶った。自身もいじめられていた。3カ月後、学校、市教育委員会、有識者から成る調査委が報告にまとめた。それを読み、我が子がなぜ命を絶ったかを教えられたと。いじめ、自殺を取材してきたが、多くの遺族は、学校に死の理由を尋ねても、生徒が動揺する、学校は調査機関ではないと断られた。NPOの調査でも学校や教員から説明を受けていない家族らは8割以上、残るのは学校や教委への強い不信だ。篠原さんの場合、なぜ知らされたのか。篠原さん夫婦や調査委メンバーを取材し、2つの点が鍵だと感じた。

まず1つは、調査委のチームが具体的な事実を掘り下げ、教員や学校の責任を正面から認めることだと。報告書は約100人の生徒や教員の証言を得て、46ページに及ぶ担任の認識の甘さや教員間の連絡、管理職の見通しの不十分さを列挙し、教職員一人一人の猛省を求めた。

もう1つは、亡くなった子供の声を聞こうということだった。どんな子だったか、自殺前の言動は、市教育の指導主事が生徒らに聞き取りを重ねた。残されたメモやメールを読み、好きだった音楽を聞き、死を決意するまでの葛藤にぎりぎりまで近づこうとした。全てが解決したわけではない。いじめた生徒は、まだ謝罪していない。

と篠原さんは感じている。私の学校では今もいじめが起きている。だが、死んだ子の立場に立って事実を明らかにしようとする作業には、家族や教職員、生徒が再び立ち上がらないこともまた事実だと。

いじめで揺れる大津市も、第三者調査委員会が年内にも結論をまとめると。今月、大津市で開かれた遺族のミニ講演会で篠原さんは初めてマイクを握った。亡くなった子は何を思う、何に絶望したのかを解明するのは残された者の責務です。隠蔽からは何も生まれません。涙ながらに訴える篠原さんの話を聞きながら、私は命を絶った、この場合、本人が何を言いたかったのかを伝え、事実を知りたいという遺族の願いに応え、いじめた子に自分と向き合う機会をつくる。子供が死なないための第一歩として、そんな報告を待ちたいと結んでおります。

大津の生徒の問題もそうですけれど、民事で損害賠償を問うております、7,000万ぐらい。ただ、被告側というんですか、訴えられたほうの両親は、いじめでなく、けんかだとか、いろいろなことを言って、いじめとなかなか認めていない、それが現状だと思っております。

では、具体的にこれから質問をさせていただきます。

私は、機会あるごとに、この議会においていじめの深刻さを憂えて訴えてまいりました。特にいじめは犯罪であり、いじめられた子供の人間形成にも大きな影響を生じ、最悪鬱病になり、自殺という結果を招く、そのことを前回、9月の一般質問を含め常に訴え、教育長に対策を問うてまいりました。教育現場だけじゃなく、家庭、職場、特に市民の安心・安全をつかさどる

行政機関、議会はどうでしょうか。いじめというよりは見せしめ、そして隠蔽、そのようなことが日常茶飯事で行われる危険性があるのではないのでしょうか。

また、9月に起きた大津の中学校における生徒の自殺は、まさにその問題点を全て含んでいると思います。本来ならば楽しい学校生活を送り、夢を持って社会に育っていった生徒がみずから命を絶たなければならないという現実に教育現場はどう向かっていったのでしょうか。その問題点を一つ一つ瑞穂市に当てはめていくと、あながち瑞穂市にはそんなことはないとしているのでしょうか。

では、市長にお伺いします。大津のこの事件をどのように感じられたか、御答弁願います。  
議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 大津市におけるいじめ事案は、何よりも子供の命が失われたこと、非常に残念で悲しく思っております。議員が言われるように、社会全体がいじめというものに毅然と立ち向かい、根絶を目指していくことが何より大切だと考えます。

いじめはどこでも起こり得るものという立場で、絶えずアンテナの感度を磨いて、早期に適切な対応を打つこと、関係者が情報を共有し、大きないじめにつながらないように、いじめの解消に向けて精いっぱい努力をすることが何より大切だと思います。

大津市の場合、マスコミ等、今、議員から紹介をしていただいた内容等ですが、いじめの初期段階での対応、また大きな事故として起こってしまった後の対応が繰り返し批判されています。全てが明らかになったわけではありませんので、大津市教育委員会や学校の対応についてそのまま評価することはできませんが、新しい事実が次々と出てくるといふ、その問題は隠蔽体質という指摘もあったことも仕方がない内容だなあと感じます。

ますます顕在化し、とうとい命をみずから絶つことにもつながるような、そういったいじめの問題に真正面から取り組んでいく必要があると考えております。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

8番（堀 武君） 市長に御答弁願いたい。というのは、大阪市の橋下市長もこの問題に関して深く憂慮しておりますし、国のほうにおいても、その対策をいかにしたらよいかと真剣に考えている状況であります。そうした場合に、瑞穂市における行政の長である市長がどのようにお考えなのか、御答弁を願います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えさせていただきます。

よくいろんなこと、うちの子に限ってということをする保護者が多いわけでございます。私も子育てをしてまいりましたし、また孫もおります。いろんな問題が出たときに、うちの子に限ってでなく、うちのほうもあるんじゃないかと、こういうふうには受けとめさせていただ

きまして、今度の大津のこういったいじめの問題等々、また全国でいろいろ起きております。やはり瑞穂市の学校においても同じようなあれがあるではないかというところから、教育委員会のほうでそういう実態把握はどうなっておるかということを知っておるところでございます。私の聞いております範囲では、学期ごとにアンケート調査等々をしまして、そういった子供たちの実際の隠れたあれがないか、そういったことも聞いておることを私のほうへ報告をいただいています。瑞穂市におきまして、何らかの小さいいじめは、やはり全くないわけではございません。そういうことを踏まえて、よそごとでないということ、そういった小さな対応をしっかりとしていかなければいけないということを感じておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

8 番（堀 武君） また、最後に市長から、行政のほうから、対策に対してもお答えを願えればと思っております。

この大津の事件でも常に答弁されているのは、校長とそれから教育長であります。そしてほか新聞等にも、教育委員会のあり方というのが多く問われております。権限の多さというのは、ここに教育委員会のことを調べたファイルというんですか、インターネットで確認したのがあります、これだけ分厚いんです。いろいろなことが書かれて、批判が書かれております。

そういうような中で教育長にお聞きしたいんですけど、その関連から、この事件で常に学校長等に、教育委員会の立場で教育長が会見に挑んでおります。教育委員会とは何をやる場所なのか、どういう権限を持っておるのか、ちょっとお答え願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 教育委員会の権限というようなことでございますが、学校教育、うちの教育委員会に限っては保育所とか学童保育も含めた、そういった子供たちの教育、保育に係る人的な人事の内容についてもそうですし、それから施設管理、その他教育指導に関しても議題として提案をさせていただいて、教育委員会は5人の教育委員という組織とそれの実際の事務を行っていく事務局と呼ばれるような、現在、教育総務課、学校教育課、幼児支援課、生涯学習課と4課で事務局をつくっております。その事務局の仕事について評価していただいたり、御指導いただくということで、毎月1回、定例会を開くとともに、昨年の実績でいいますと、年3回、臨時会を持ちまして、都合15回ですけれども、各いろいろな懸案事項、検討事項について御意見をいただいて、決定をしていただいております。昨年度の実績でいいますと、決算の承認のほうもあったかと思いますが、85件ほど議案を決定していただいているというようなことで、こういった教育委員会の今回話題にさせていただいているいじめということにかかわってですが、教育委員長さんを含め、教育委員会でもかなりこのいじめに関しては関心を持って

おっていただいております。これについては、私どもは絶えず、先ほど市長が紹介していただきましたが、各学期ごとにアンケートをとって、そういったいじめの実態について把握できるように努めておりますし、毎月毎月ですが、少し不登校になりがちな子とか、そういった数字についても報告が上がってくるシステムができ上がっております。

暴力事件等も含めたいろいろな事件、事故にかかわっては、その都度、報告が上がってということで、そういったものも教育委員会で話題にしながら、御指導いただきながらということで、大津市と我が市の大きく違う点というのは、学校からのいろんな報告がすぐ上がってくるということと、その現場に市教委の生徒指導の担当者がすぐに行って一緒に相談に乗る、相談をするという体制が整っておりまして、そこら辺が報告が入ることができているのかなあと思っております。

ちなみにですが、こういったいじめに関しての認知というのが文科省のこういったいじめの定義の中で被害者というか、そういった被害を受けた子がいじめと感ずればいじめなんだという定義づけを見直した時期から、岐阜県はその認知をこれまでの生徒指導の流れの中で、より多くの数字を文科省に報告をして、全国ナンバーワンのいじめの認知数というような、そういう悪名もいただいたんですが、実はそういった細かな、ちょっとしたというか、そういう言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、少しでもいじめに類似したものも含めていじめではないかと疑って指導に当たっているということで、御理解いただけるとありがたいと思います。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

8 番（堀 武君） 教育長の答弁、一生懸命頑張っておっていただけるのは、本当にありがたいことだと思っております。

ただ、この教育委員会に関係して、行政と距離を置くという名目でできたアメリカの方針だと、ここにニュースがわからん、読まれている方もおるかもわからんですけど、教育委員会って何をしているのという文章を読みます。

その中で、特に教委の人選に関してこのような苦情があります。教育学者や教育経験者のほかに、地域団体の長といった地域の名士や、PTA役員経験者も多い。事務方トップの教育長も入れるけれども、教育行政に関する、素人が加わって協議をするというような特徴があって、素人に大事なことは決められないと、その答えに、確かにその点は以前から指摘されている。教委は非常勤で、定例会は月に一、二回、だから会議では、素人である事務局の方針を追認するケースが大半だと。形骸化していると批判されているゆえんであると。なぜこのような制度がつくられたか、無謀な戦争に進む政治に教育も引きずられてしまった戦前の反省からだ。むしろ、政治家が距離を置き、一般の行政のように市長がかじをとらないようにする。教育は住

民に身近な問題だから、素人も加わって幅広い意見を反映させようとしているのだと。選挙で選ばれた市長も、首長というんですか、口出しできない、基本はそうだと。選挙のたびに政治家や政党の考えで教育機関が激変するのは避ける狙いだ。ただ、教育委員の任命権は、首長、市長にあるし、市長や議会は、予算の編成過程で意見も反映できる。それでも、教育委員会の方針は無視できないと。教育委員会というのはそのような重要な位置にあるということもここでも聞いております。大きな権限、でも最近、橋下徹大阪市長らが教育の責任の所在が曖昧と見直しを訴えている。大津市のいじめ問題でも、教育委員は何をしていたかの疑問点が出ています。それに関していえば、任命権に関していえば、議会も任命をしているんですから、最終的に議会の責任も重大だと思っております。

だから、そのような観点から、一昔前は教育委員長は名誉職みたいに言われていたんですけども、教育長の御答弁にもありますように、その教育委員会のその重要性和、それから教職員に対して人事権とか影響というのは多大なものがあり、それに関して教育長が報告をし、教育委員会で認めると。だから、それが追認の形になっていないかということが大きな問題であり、その辺を多く反省をして、追認でなくして、やはり問題を提起し、お互いに事務局と精査し、一番よい教育現場をつくっていただきたいと思っております。

さて、次の本題に入りまして、総務部長、いじめ防止条例の制定の意思を問いかける前に、瑞穂市における市民参画型の条例は幾つあるのか、具体的にちょっと教えていただけないでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） いじめに関する条例というものは、うちにはそれに関係するものはございません。市民ができる限り、私どもの行政に参画をしてもらって、みんなで地域を守っていこうというのが条例ということで、近々ありますのは、まちづくり基本条例とか、議会基本条例、パブリックコメントの手の実施要綱、それから暴力団の排除に関する条例、審議会とか、男女共同参画とか、まちをきれいにしましょうとか、このような条例につきましては、地域住民で皆さんの声を聞きがてら進めようということでございますけれども、いじめに関してどうこうという条例はないかと思っております。

ただ、虐待に関しては、福祉部のほうで要援護児童対策地域協議会というものを設けておりまして、その中で規則を定めておりますので、虐待があった場合の対応というのはきちんとできておると思っております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

8 番（堀 武君） 私は、あえて条例を聞いたというのは、今、新聞紙上に載っている可児市がやられている条例、それから各務原市は、この前の新聞紙上に載られていた設置法、だか

らそれぞれの点に関しても長所、短所があります。そして条例をつくるだけでは、やはりそういった経過に関して埋没する危険性が多分にあると私は思っております。

そのような観点の中、私は子供たちのシグナルを受けとめる教育の現場、教育委員会、教育事務局として、行政当局等がこのいじめの問題というよりも、子供たちが安心・安全して相談のできるような形、それからDV、老人の虐待、育児放棄等、人権に係る問題に関して総合的に検討をし、そしていかにより日本をつくる、そしてそれに対応できるよう設置していただければ幸いだと思っております。そのような点から、そのような条例が可能なのか、そしてそれに基づき対策室というんですか、それがつくれるのかということをお答えいたします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 全国的に、今、いじめに関する条例等の傾向を見ておりますと、大きく分けて2つあるかと思えます。1点は、やっぱり人権という立場からのいじめを防止しようと、そしてもう1つは、やはりいじめが実際にあって、その対応策をどうするかというところだと思えますが、どちらの条例につきましても、第三者委員会をまず置くということだろうと思っております。

兵庫県の小野市では、小野市いじめ等防止条例が平成20年4月1日から施行されました。この条例は、学校におけるいじめのみならず、家庭・企業・地域社会での虐待、DV、セクハラなど人権侵害そのものの防止、撲滅を願い、市民一人一人がこの問題に対する意識の向上を狙うことを目的として、明るく住みよい社会の実現を目指していくというものでございます。

兵庫県にはもう一つ川西市というのがありまして、こちらはもっと先陣を切っておりまして、1989年の国連総会において「児童の権利に関する条約」が採択され、日本は、1994年に批准しております。こうした関係から、子供のいじめとか子供の自殺が相次いだ中で、兵庫県川西市では、平成10年に「子どもの人権オンブズパーソン条約」が制定されておりまして、誰もが子供の人権に関する事項を相談できるという体制が整っている状況でございます。こうした条例があった中で、先般も川西市のほうでまた事件があったようでございます。

一方、岐阜県の可児市につきましても、現実には女子中学生がいじめに遭ってという事案が発生しておりまして、その対応策をどうするかということから条例の制定に運んだというわけです。この9月の市議会に提案されていましたが、「子どものいじめの防止に関する条例」ということでございます。この条例は、小・中学校生が対象で、いじめに特化した条例です。市や学校に、いじめ防止と解決に向け、速やかな対策と、市民にもいじめを見聞きした場合の情報提供を求め、また第三者委員会を設け、調査結果に応じ、関係者に是正要請をするという内容だろうと思っております。

地域社会がだんだん希薄になっておると、そうした中でいじめが陰湿で巧妙と言われておりますけれども、全てがいじめかどうかというのは非常にわかりにくいのも現実でございます。

先ほどの教育委員会のほうでも、どういうふうに対応するかというのがしっかりと対応ができておるように聞いておりました。基本は、やっぱりどんな事案でもどのように対策をするかということが、皆さんに公表していると。それに必要であれば、ヒアリングであるのか、マニュアルであるか、条例であるかは別にして、やはりきちんとした体制をとって、誰もがいつでも相談に乗れると。被害者なのか、加害者なのか、そしてどういった経緯であろうか、いろんな相談にきちんと乗れる体制をしっかりととっていくというのが基本だと思いますので、そうした体制を教育委員会ですべておられるようでございます。虐待については、当然福祉委員のほうも乗っておりますので、そうした点を踏まえて、いま一度体制をしっかりと確認をしていくのがベストじゃないかと考えております。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

8 番（堀 武君） 今、総務部長のお話を聞けば、前向きにその設置を検討するというふう  
に理解をさせていただきました。

教育長にあえて再質問はしないですけれども、そのような観点でよろしいですか。

教育長（横山博信君） はい。

8 番（堀 武君） はい、ありがとうございます。

そのようなことで、ぜひ命のうたわれておる人権の問題に関して、瑞穂市独自のそういうのを設置し、そして市民が安全・安心のできる形に持っていただければと思ひまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、瑞穂市暴力団の排除に関する条例についてですけど、瑞穂市は岐阜市と大垣市に挟まれ、5キロ四方、人口5万2,000有余の市ですが、名古屋の通勤の便利もよく、その利便性は言うまでもありません。そのような地の利があり、商業の地としてもこれからも発展すること  
と思われま。他方、それに伴う犯罪の発生数はふえるものと思われま。特に青少年を巻き込む犯罪、事故がふえるのは目に見えるようです。そのような観点から次のような質問をさせていただきます。

瑞穂市における犯罪の発生件数は何件ほどですか。そして、全国の市町村でワースト何位に入っておりますか。県内ではどうですか。この3点をピックアップ的に質問させていただきます。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 平成23年中でございますけれども、この北方署管内での刑法犯罪というのは1,817件でございます。そのうち、瑞穂市は829件で45%です。本巣市が643件で35%、北方町は345件で1,817件ということになっております。

それで、今、県下で何位ぐらいでということですが、資料はちょっと古いんですが、ホーム

ページで調べてみますと、県下で単純に人口で割ります、2009年ということですが、ちょっと古いんですけども、その時点では、残念ですけども、瑞穂市は県下で4番目に位置しております。本巢が2番目、北方が3番目ということですので、北方署管内が非常に多いということになっておると思います。この理由はと申しますと、やっぱり岐阜市、大垣市に挟まれ、また交通の便がいいということと、アパートとか住むところが割とあって便利であることかなと思ったりもします。

このデータを全国的に見ますと、全国で約2,000近くあるんですが、157番目ぐらいにこの時点では位置するということですので、件数としてはやはり多いほうに位置するかなと思います。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

8番（堀 武君） 総務部長が今答弁されたように、犯罪の件数が非常に多いと。北方、本巢、瑞穂で、半分は瑞穂市だと。そして県内でも、全国的にも百何位に入るぐらいで、ワーストな状態であるというのは常に認識をしていただきたいと思います。

では、具体的に市内における暴力団員の人数、その構成員等を行政側は把握されているのか。また、北方署とは定期的に情報の交換をなされていますか。この2つを御答弁願います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） この北方署管内での暴力団関係者の事務所関係については、私どもで確認しております。

また、日常ありますいろいろな事件等の事案についても、おおむね件数等は把握しております。

また、私どもは防止条例を制定いたしました。この間でございますが、契約に関する解除としては1件、それから今回の汽車まつり等においては商工会主催でございましたが、露店の調査等も商工会等でやっていただいておりますということで、申し添えます。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

8番（堀 武君） そういうように行政は、市民の安全という意味で警察署とよく連絡をとってやっていただきたいと思います。

特に私は、条例の1から13条までありますが、特に3条、暴力団の排除、社会全体として暴力団が市民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力のもとに推進されなければならない、これは市民の責務とあります。

暴力団、その構成員に対する恐れと同時に、それを利用しようとし、またその背景に闇の世

界をおわせることにより、その力を誇示するというような、新聞紙上、目にすることが多々あります。そのような観点からも、羽島市で暴力団の排除を呼びかける、第21回暴力追放県民大会がなされました。瑞穂市は、今や多くのサービス業の集まる市へと変貌しつつあります。市民の安全、子供の健全育成の観点からも、瑞穂市におきましても、せっかく暴力団の排除に関する条例、4月1日より施行されたんですから、市主催の暴力追放市民大会の必要性があるのではないのでしょうか。条例は、実行しなければ価値がありません。特に市民の皆さんが安心して暮らせる瑞穂市であるために、特に行政の役目は大きいものがあります。市民の安全のためにも利用しない、利用されないという市になるよう、市当局、警察の重大な責任、責務ではないのでしょうか。

そのような観点から、行政としてはどのような活動を今後されるのか。条例をつくっただけでは意味がないと思います。これは条例なんていうのは、そのマニュアルは忘れられていってしまいます。ただ、そこに条例があったと、やはりそれに関しては、定期的に北方署の防犯の係官かに出ていただいて、瑞穂市の現状とか、それから行政はどういうふうに取り組むとか、いわゆる市民に過分なお願いをするならば、やはり治安を守る警察署と行政とは一体になって、市民が安心してそのようなことの行動ができるような形をつくるのが行政の責任だと思っております。そのような観点からも御答弁願えれば幸いだと思っております。よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 北方署管内では、昨年の7月22日でございますが、瑞穂・本巣・北方地区暴力追放推進協議会というのを発足していただいております。その目的は、管内における暴力団排除意識の普及及び高揚、暴力団員等からの暴力的な不当要求事案の予防、排除または阻止や、その組織の排除により、いかなる暴力も許さない社会的基盤を確立し、明るく住みよい社会の建設に寄与するということで、この協議会の会長は、私どもの瑞穂市長さんが就任しておられます。この構成団体は、議会の皆さん、自治会の皆さん、女性の会、青少年育成推進協議会の皆さん、商工会、ライオンズクラブ、ロータリークラブを初めとするこの管内の36団体の構成メンバーで成り立っております。

昨年の11月19日には、本巣市の糸貫ぬくもりの里で決起大会が開かれております。ことしにおきましても、11月11日（日曜日）にこうした大会を予定しております。これの大会に私どもも参加させていただきませし、皆さんにも参加をしていただこうと御案内が行ったろうと思っております。

また、こうした大会の内容等につきましても、また市民の皆様にお知らせをするなり、いろいろな情報がありましたら、できる限り積極的に情報を知らせていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

8 番（堀 武君） 全体としての活動はそれでいいと思います。ただ、やはりこれからの瑞穂市というのは、住宅がある、それから商店街というんですか、子供さんたちの集まるような場所も多くなってきております。ですから、その点の安心・安全、地域全体のことを考えれば、瑞穂市独自としての活動をしていただけることを切にお願いしながら、質問を終わらせていただきます。

次に精神障害者の雇用についてですけれども、精神障害者の雇用に関しては、まだなかなか雇用段階にまで行っていないのが事実だと思います。やっとなんか機能的障害者、知的障害者の雇用には皆さんの理解が得られただけだと思っております。特に自立支援法によって精神病棟を減らすために、社会に出るように、ところてん式に出されても、雇用の場が、障害者年金だけではとても生活はできない、その矛盾点がある。だから、勤めたいと思っても、勤めることさえできないのが、僕は現状だと思っております。

その中には、瑞穂市における精神障害者保健福祉手帳を取得されている方は、今、何名ですか。それと、そのうち就職を希望されている方は何人ぐらいお見えになるのか、ちょっとわかったら教えていただけないでしょうか。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 23年度におきまして精神障害者の手帳を持っていらっしゃる方は185名でございますけれども、この中で何人御希望されているという、私のほうは量はとっておりませんので、よろしく申し上げます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

8 番（堀 武君） ぜひそれだけの把握がしてあるのならば、一度就職というんですか、仕事をしたいという方の希望をとって、パーセントで出していただきたいと思います。

次に、これは精神障害者雇用義務化へ、厚労省、社会進出拡大を促すという、これは新聞記事からですけれども、厚生労働省は、新たに精神障害者の採用を企業に義務づける方針を固めた。身体障害者に加え知的障害者の雇用を義務化した1997年以来の対象拡大になる。拡大に伴い、企業に達成が義務づけられている障害者雇用率が上がることになりそうだと。ちなみに、障害者のハローワークでの新規求職申込者件数、身体障害者で約6万8,000人、精神障害者で4万8,000人、知的障害者約3万人、専門家による研究会では近く報告書をまとめると。今秋から労働政策審議会で議論し、来年にも障害者雇用促進法の改正を通常国会に提出すると、国や地方公共団体にも義務づけると。特に国や地方公共団体にも義務づけようというたっています。

障害者雇用促進法は、企業などに全従業員に占める障害者の割合を国が定める障害者雇用率以上にしよう義務づけている。障害者の範囲は身体、知的に限られていたが、躁鬱病や統合失調症などの精神障害者を加え、厚生労働省は法改正で障害者の働く場の拡大をさらに促したいと考えていると。

障害者雇用率は、働いたり、働く意思があったりする障害者の全労働者に占める割合と同程度になるよう計算して定められていると。現在、1.8%であるが、来年4月から2.0%になることは既に決まっていると。対象拡大で、この計算にも新たに精神障害者が加わるため、率は上がりそうだと。働いたり、働く意思があったりする精神障害者の人数の正確な公表は、今のところない。ただ、統計があるハローワークを通じて仕事を探す精神障害者の推移を見ると年々ふえており、2011年度は約4万8,000人、この数字で単純計算をすると、雇用率は少なくとも2.2%になると。精神障害者保健福祉手帳を持つ人とする案が有力であると。10年度では59万人に交付されている。精神障害者の雇用の義務づけは、障害者の社会進出の拡大に伴い、障害者団体からも強く要求されていると。このように、この新聞資料では、今まで身体的障害者や知的障害者だけであったのが、精神障害者の雇用に関しても特に行政にその促進をすることを求めております。

ところが、これは「商工News」に書いてあることなんですけど、障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体・知的障害者の割合が一定率以上になるよう義務づけられていますと。精神障害者については雇用義務がありませんが、雇用した場合には、身体障害者、知的障害者を雇用したものとみなしますと、このように書かれていますが、精神障害者の雇用に対して、これは新聞記事のほうが正しいのか、商工Newsのほうが正しいのか、これは非常に重要なことですので慎重に御答弁を願います。  
議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、まず、ことしの6月14日の朝日新聞の朝刊の1面に、先ほど議員が述べられましたように、「精神障害者雇用義務化へ、厚生労働省、社会進出拡大促す」という記事が掲載されております。これは、ことしの秋からの労働政策審議会で議論されるものでありまして、来年にも障害者の雇用の促進等に関する法律の改正案を通常国会に提出し、国や地方公共団体に義務づけ、障害者の働く場の拡大をさらに促したいという考えでございます。つまり、厚生労働省は、新たに精神障害者の雇用を企業に義務づける方針を固めたという記事でございます。

今まではそういった精神障害者の義務づけがなかったということで、このいきさつとしましては、雇用制度が全ての企業を前提に策定するものの中で、今までは一定の環境が整っていませんでした。しかし、企業の理解が充実に、一定の環境が整ったことにより、精神障害者の雇用の義務化についての議論が行われるものでございます。

もう一方ですが、先ほど岐阜商工連の「商工News」の9月号の件でございますけれど、これは今現在の話でございます。厚生労働省、都道府県労働局、ハローワークのパンフレットの内容を掲載されたものでありまして、平成25年4月1日から障害者の法定雇用率の改正の記事が掲載されてありまして、現在の障害者の雇用の促進等に関する法律では、精神障害者については雇用義務がありませんが、雇用した場合は、身体障害者、知的障害者を雇用したものをみなされるという記事がありまして、これはどちらも正しいかと思えます。これは、この雇用率に関しては今現在ですね。今度来年、先ほど述べましたように、この労働政策審議会で議論されまして、精神障害者の方も雇用されるとなると、またそういうふうに変化が来てくると思いますが、今、先ほどこの雇用率に関しては障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正する政令がことしの6月20日に公布されたことによって、こういう法定雇用率が変更になったものでございます。

この部分としましては、精神障害者の算定は、平成18年4月1日より雇用率は算定の対象となっております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

8番（堀 武君） 4月から変わるというのに関して現状を書かれると、これに関して非常に誤解を招くと思っております。やはりそれには次の段において、4月からに関しては精神障害者の雇用も義務づけられるなら、その附帯事項を書くべきでないでしょうか。そうでないと、この文章だけ読めば、精神障害者に関して雇用義務がないと解釈されると思えます。そのような点からも、福祉部長、ぜひその辺のことも、記事の訂正とまでは言いませんけれども、やはり商工Newsに、当然4月の、来年、下手したら施行がこういうふうになるということ強く要求というんですか、要望していただきたいと思っております。

それから、これも新聞紙上ですが、岐阜新聞におきましても知的障害者、前からやっていたと思うんですけれども、雇用ということに関して、花を植えるなどを行っているのを僕は知っていましたけれども、それで30名ぐらい雇用することによって、彼らが2万円ぐらいの収入がある。そのように、せっかく瑞穂市も公共団体といいますが、一つの形の団体といいますが、持っている、民間にしたという、やはりその辺からも、雇用に関して1人でも2人でもいいんですけれども、知的障害者等を雇用していただいて、企業に関しても市のほうも協力的にやっているんだということを示していただくことが、これが重要なことだと思っております。

そのような観点から、ぜひお願いをしまして、御答弁はいただきませんが、前向きに検討していただければと思っております。私の一般質問、会派代表質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、みづほ市民クラブ、堀武君の質問は終わりました。

続きまして、無所属自民党会派新生クラブ、星川睦枝君の発言を許します。

星川睦枝君。

18番（星川睦枝君） 議席番号18番 星川睦枝でございます。

藤橋議長より発言の許可をいただきましたので、無所属自民党会派新生クラブを代表いたしまして質問をいたします。

瑞穂市議会、無所属自民党会派新生クラブ11名は、厳しい行政運営を強いられる中でも取り組まなければならない山積した課題を着実に進めていくために、今後の行政運営についてともに理解し合わなければなりません。

そこで、無所属自民党会派新生クラブとして市民の要望を反映させるため、平成25年度当初予算及び施策についてお伺いします。

質問席よりお願いいたします。

先日、9月3日付にて無所属自民党会派新生クラブより、堀市長、藤橋議長に対しまして、平成25年度の当初予算及び施策要望を1から12項目提出させていただきました。その中で重複することも多いかとは思いますが、各担当部署より、提出してあります1から12項目につきまして御答弁をいただきたいと思います。

1点1点御答弁をいただく中で、時間的にもちょっと無理かなあという点がございまして、要望題だけを私のほうから御説明する中で、あとは執行部のほうから、よろしく願いいたします。

1点につきましては、穂積地区、要は新町から前所、東西道路の拡幅について、2番、国際交流の有無、3点目は安全・安心のまちづくりの推進、要は治水対策、安全なまちづくり、4点目は生津校区への保育所新設、5点目は牛牧八幡神社北、県道美江寺・西結線、JRガード下、拡幅、歩道整備、6点目、県道美江寺・西結線、忠太橋拡幅及び歩道整備、7点目、犀川改修ビジョンの早期完成及び下犀川橋、樽見鉄道間の遊水地の部分の河川工事、8番目、市道5-2-109号線における車道及び安全な歩道整備、9番目、下水道事業の推進、10番、瑞穂市都市計画の推進について、11番、JR穂積駅前再開発、12番目、生津・馬場地区、糸貫川での橋の新設、今、1番から12項目を言いましたが、この中には、6番、7番、8番につきましては県との絡みがございまして。そうした中で、また今の施策要望につきましては、主に道路の問題がどうかございます。そしてまた、午前中にも御質問がありましたJR穂積駅前の開発等々も重なる部分もあろうかと思っておりますけれども、その点、よろしく願い申し上げまして、答弁のほどお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、星川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成24年度予算の執行もまだ進行中の段階で、早々に来年度の予算編成について御提言をい

いただきました。市長がいつも申しておりますような提案型の質問をいただくとか、政策に生かせるものは対応してまいりたいという姿勢でございますので、今回、要望も提案の一つとして捉えさせていただきたいと考えております。

そうした観点から、今回、要望書に対する総括的な経緯等、私から述べさせていただきますが、その要望書に具体的に細かな内容等が書いてございますので、これを見させていただきました。中身を拝見しますと、先ほど申されましたように、多分に絡み合った要望があるもの、あるいは既にかねてから要望していただいております進めておるものもあるわけですが、これから始まる新年度予算編成に向けての作業の中で対応できるものから事業化、もしくは予算化していけるかと考えておるところでございます。

ただ、提案の中で生津校区の保育所の新設と生津・馬場地区、糸貫川の架橋新設の要望がありますが、これについては、さまざまな観点より検討すべき課題もありますし、市単独では着手できない要素もあることから、新年度に向けて具体化を、方向ということは困難と考えておるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

いずれにしても、これから事業ヒアリングを実施し、予算編成作業に入っていくのでございますから、要望事項を念頭に置きつつ、事務に当たっていくことになります。具体的な要望事項については、時間の許す限り、担当部長より基本的な考え方などをお話しさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） たくさんの要望をいただきまして、ありがとうございます。

まず1番目は、穂積地区新町から前所、東西道路の拡幅についてでございますが、この道路につきましては、国体関連がございまして、ゴルフ場の南側は既に事業に着手しておりますので、一部地権者の交渉が難航してできていないところもございまして、今御要望の、今行っている道路の東のほうになりますが、これは9月議会、本議会の中で用地の調査費、それと補償費の関係について予算計上させていただいておりますので、地権者の御理解を得ながら事業を進めていきたいというふうに考えております。この用地交渉等が終わりましたら、また今後、引き続き、25年度になるかと思っておりますが、事業化を進めていきたいというふうに考えております。

それから都市整備部の3番目ですが、治水事業の安全・安心のまちづくりの推進についてということでございますが、治水事業の総合的な検証と推進計画というところでございますが、瑞穂市内には16の1級河川がございまして、それと9カ所の排水機がございまして、これの中で市の管理しているものについては3カ所の排水機がございまして、昨年、花塚の排水機については完了させていただきました。本年度は別府の排水機場を整備する予定としております。

それで、今、一番問題になっております牛牧の排水機につきましては、国・県の関係もござ

いまして、五六川の改修、それから犀川の遊水地計画、それから起証田川、これも1級河川ですが、それとうちに関しては排水機の関係がございまして、昨年度からいろいろ国・県とも協議をしております、なるべく早い時期に事業化ができるように、今現在、準備を進めているところでございます。

それから県との関係は、調整監のほうから説明させていただきます。

それから、済みません、今ちょっと抜けましたが、交通安全対策でございまして、このあたりにつきましては、本年7月23日から8月8日にかけて、県警、道路管理者である岐阜土木、市、教育委員会、PTA、それから学校と合同の点検を小学校を中心に行っておりますが、この中で25カ所の要望が来ております。危険であるよということで要望が来ております。中には、横断歩道の設置、信号機の設置、すぐできないものもございまして、それで、今年度につきましては、早急にその区画線とか、デリネーター、視線誘導標ですが、ポストコーン、こういうものにつきまして早急に対応できるものについては、事故も多うございまして早急に対応していきたいというふうに考えております。

それから、市道の5-2-109号線でございまして、県道北方・多度線の別府の三ノ町交差点から県道美江寺・西結線の牛牧の交差点までの間につきましては、穂積中学校初め、穂積駅への通勤・通学の歩行者、それから自転車、自動車等が特に朝夕は集中的に集まって、歩道と車道との分離ができていないということで、先ほどありましたように事故もございました。このことも踏まえまして、今年度、9月補正で上げさせていただいておりますが、野田橋の調査・設計に着手する予定をしております。本来ですと歩車道分離ができればいいんですが、なかなか今の幅員の中で歩車道を分離しますと対面通行もできないような状況になっておりますので、こういうところについてはできる箇所については、歩車道分離をしますと、土地利用の関係もなかなか大変なことが発生しますので、できる箇所については用地取得等もして、拡幅できるところについては地権者、それから地元の関係もございまして、よく協議をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それと瑞穂市の都市計画についてでございますが、ここの中にあります国道21号線の周辺を、今、中原の交差点から西についてはまだ6車線化ができておりませんので、この部分については、国道21号線の沿線の土地利用から見ますと、未整備の4車線区間が、今、ドン・キホーテもオープンしましたが、4車線の両側にあるところから直接車両の乗り入れレーンということで、企業から使いにくいということがございまして、不便な点もございまして、こういうところにつきましては、中原交差点から西への6車線化については国のほうも、朝夕の混雑等もございまして、こういうものの解消のために6車線の今準備を進めているところでございまして、特に交差点関係につきましては、既に調査も進めておいて、今、公安協議に入っているところでございまして、本年度、特に公安協議が終了次第、計画が進んでいくというふうに考えており

ます。

それと農地から宅地ということで一つございますが、平成21年、農地法の改正によりまして、食料の安定供給を図るため、農地の保全ということが特に叫ばれております。都市計画上の調整区域というのは市街化を抑制する区域になってございますので、逆に規制がかかっております。こういうものにつきましては、市のほうとしましても有効利用を図っていくために市長会等にも提言をしておりますし、市へ権限の移譲、なるべく法令の規制緩和ができるように要望していきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから穂積駅の駅前の再開発でございますが、この中で特区を設けてということでございます。駅前再開発につきましては、現在のところ、街区の再編、それから基盤整備等を目的とした土地区画整理や街区の高度利用を図るための再開発事業による市街地の整備とか、あと商店街などの商業、業務等の都市機能の集積、その他ソフト事業を総合的に推進することによって市街地の活性化を図るものでありまして、この中の事業としては中心市街地活性化法に基づく中心市街地の整備が考えられます。ただ、開発特区という形になりますと、これは24年の法改正によりまして、構造改革特別区域法で中心市街地における商業活性化事業については削除されておりますので、特区の設定については難しいのではないかなあというふうに考えております。

以上が今のところ都市整備部の関係の答弁になりますが、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 国際交流の御質問にお答えさせていただきます。

国際交流は、人的交流、文化の交流、地域経済の交流を通じて地域が交流相手から語学を学んだり、自分たちの地域のよさを再認識したり、地域の活性化、住民の意識改革、相互理解等が期待されます。また、地域の特性、地域の産業、経済を振興する役割もあります。本来は地域レベルでの産業経済の国際交流を望まれる主体は民間部門であります。主導的な役割を果たすのが行政だと考えられます。地方自治体が国際交流事業を推進するためには、財政状況を勘案しつつ、中国の反日感情の経緯を見ながら、推進する体制の基盤づくりに体制整備が必要となります。

瑞穂市では、過去において姉妹提携、友好都市は、国内、国外ともになく、市民の理解を深めることから国際交流事業になるものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） 私からは県関係の事業について、3点お答えさせていただきます。

5番目の牛牧八幡神社北、県道美江寺・西結線、JRガード下、拡幅、歩道整備についてで

す。

一般県道美江寺・西結線におきましては、ＪＲ高架部から北側200メートルを平成20年度に拡幅していただき、以前よりも対向車等を確認しやすくなったところです。平成22年度からは一般県道穂積・巢南線との交差点、十九条交差点の改良に事業着手していただき、現在は用地買収を進めているところです。また、犀川河川改修計画の一部である下犀川橋のかけかえに伴い、当該県道のＪＲ高架北側で交差点改良が行われました。

これらの整備が進むことでＪＲ高架下の狭隘部がこれまで以上に際立つこととなります。このため、市としましては、市長を筆頭に岐阜土木事務所へ毎年要望活動を行っているところです。

なお、県からは、犀川の河川改修にはＪＲ東海道本線の線路の切りかえが必要となり、その影響範囲が県道美江寺・西結線のＪＲ高架部にも及ぶため、これにあわせて改良したいとする回答を得ておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続いて6番目、県道美江寺・西結線、忠太橋拡幅及び歩道整備についてお答えさせていただきます。

車両が通行しております忠太橋は、昭和45年に竣工した橋で、ことしで42年目を迎えます。岐阜土木事務所へお聞きしたところ、3年前の平成21年度に実施した橋梁点検では、この橋梁の健全度は5段階評価の4ということで、修繕が早急に必要な橋梁とはなっておりません。現在、歩道として利用しております上流側の旧忠太橋は、ところどころにコンクリートの剥離等が見られることから、下流側の併設歩道橋を前後の取り付けを含め設置していただくよう岐阜土木事務所へ毎年要望活動を行っておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に7番目、犀川改修事業の早期完成及び下犀川橋から樽見鉄道間の遊水地部分の河川公園、遊歩道等の整備についてお答えします。

犀川の河川改修は、昭和47年度から始まり、旧の下犀川橋付近の川幅が狭いため、洪水時に流水の阻害となることから、その上流側に新たな新犀川橋を架橋し、ことしの5月に完成したことは記憶に新しいところで、今年度から来年度にかけて旧の下犀川橋を撤去する予定と土木事務所のほうからは聞いております。

河川改修に必要な用地については、一般県道穂積・巢南線の十九条付近まで用地買収済みですが、財政状況が非常に厳しいため、なかなか河川改修が進んでいないのが現状です。土木事務所によりますと、旧の下犀川橋撤去後は、予算状況にもよりますが、その上流にあります牛牧用水堰の改築等に係る調査設計に取りかかりたいとのこと。そのため、設計次第では低水路部の位置が現況から変わる可能性もあることから、河川公園としての整備や河川改修の状況を見ながら検討していきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。  
議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私のほうからは3番目の安心・安全なまちづくりという観点で、私ども総務のほうでは、交通安全、それから防災、防犯等がございます。こうしたことにつきましては、今、一番要望が多いのは、一時停止の規制がとれないかという要望が非常に多くあります。宅地造成ががどんどん進みまして、優先がわからない交差点が非常に多くなってきておりますが、なかなかこうしたところに規制をつけるというのは非常に難しくなっておりますけれども、そうした要望につきましても、できる限り、可能な限り対策がとれるようにということで要望活動を進めていきたいと思っております。

防災につきましては、ことしに続きまして防災資機材の整備等、それから先ほどの原発の対応等、防災計画等の修正を行いたいと思っております。

また、防犯につきましても、先ほど御意見等がございました。今、非常に気になっておるのは、各市町で振り込め詐欺が非常に多くなって、また金額がふえてきております。こうした事案が発生しましたら、私どもも、すぐ皆さんに広報無線等で知らせていきたいと思ひますし、不審者の目撃情報等が出てきておるようなこともあります。先ほどの犯罪では車上狙い等が非常に多いということを知っておりますので、こうした点につきましても周知徹底をしてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長（藤橋礼治君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 9番目の下水道事業推進についてお答えさせていただきます。

平成20年度に協議いただいた上下水道事業審議会の答申、また下水道推進特別委員会からも、水環境保全のため、汚水処理の必要性、それに伴う市民の負担などを早期の段階から住民に対し、共通認識、共通理解を深める取り組みを行うよう要請されております。

これらを受けまして、昨年、23年8月30日の自治会長研修会において公共下水道計画の説明を行わせていただき、自治会長の御理解と協力のもと、小学校区単位での公共下水道現状説明会の開催の運びとなりました。それにより、本田小校区を平成23年11月15日を皮切りに7回、牛牧小校区を平成24年5月14日から7回、生津小校区を7月9・10日の2回、穂積小校区を8月20日から4回、南小校区を9月12・13日の2回、中小校区を今週の19・20日の2回の説明会を行いました。一昨日行った中小校区で一通りの説明会を終えました。延べ24回開催させていただき、1,474名の出席がございました。

説明会のときにおける内容、質疑、御意見等は、広報及びホームページに順次掲載し、また公共下水道の必要性等について市民に広く御理解賜るよう、平成23年10月号の広報から下水道コーナーを設け、情報提供に努めるところであります。

今後も公共下水道は、市民のライフラインを形成する重要な下水道事業でありますので、出前講座等、あらゆる機会を利用して発信していく計画でありますので、議員におかれましても、なお一層の御協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

18番（星川睦枝君） ただいまは各部署の部長より、また副市長のほうからも御答弁いただいた中ですが、先ほども言いましたが、手をかけている部分もございますし、まだこれからやろうとする部分については、なかなか大変なことであるという受けとめ方をしたわけですが、先ほど言いました県につきましては、土木事務所との連携をとりながら進めていただけるものと思っております。

そして学校関係の保育所関係については、先ほど副市長は、なかなか今のところは来年度に具体化の方向で進めるのは困難との答弁でございますけれども、やはり地域においては、周りの市民についてはぜひという声が多い中で、こうした新生クラブにおきましては要望事項をまとめさせていただいたわけですが、やはり中には、また下水のほうも先ほど部長がおっしゃった中で、私の地元も2日間やりました中で、2日目は本当にたくさんの市民の方が来ていただいて、またその中でいろんな質問等がありましたね。ああいったことの質問するほど、やはり気になる問題だと思っておりますし、そうした市民の意見を十分に、また把握していただきながら進めていただきたい。今、私ども議会も下水道推進特別委員会をつくっているわけですので、それはまた両輪のごとくやらなければならないなという思いをしておりますので、その点もよろしくお願ひしたいと思っております。

あとの件につきましては、また国際交流の件も、あすから個人質問もある中で再度お話が出ると思っておりますが、今後の状況を見計らいながら、そういった点もよろしくお願ひいたします。

道路の件につきましても、事故が多発しているという中で、冒頭に言いましたように、道路問題は生活の中でも重要な課題でございますので、十分御配慮いただきながら進めていただければなと思っております。

一つ一つを私なりのあれを言っても、お時間の都合で全部できませんので、あらかじめの中身だけを二、三述べさせていただいたわけですが、これは十分にまた要望書として出させていただきますので、御答弁は要しませんので、よろしくお願ひ申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、無所属自民党会派新生クラブ、星川睦枝君の質問は終わりました。

これで、会派代表質問を終わります。

#### 散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 以上で、本日予定していましたが一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでございました。

散会 午後 3 時02分

